秋田県総合評価落札方式
（建設工事）
運用の手引き

令 和 ８ 年 １ ０ 月

秋　　田　　県

○　平成２１年　７月　７日　制定
○　平成２１年　７月１４日　一部訂正
○　平成２１年　７月２７日　一部訂正
○　平成２１年　９月　１日　一部改正
○　平成２１年１０月　１日　一部改正
○　平成２２年　１月２９日　一部改正
○　平成２２年１０月　１日　一部改正
○　平成２３年　４月　１日　一部改正
○　平成２３年　５月　１日　一部改正
○　平成２３年　８月　１日　一部改正
○　平成２４年　４月　１日　一部改正
○　平成２４年１２月　３日　一部改正
○　平成２６年　４月　１日　一部改正
○　平成２７年　４月　１日　一部改正
○　平成２８年　４月　１日　一部改正
○　平成２９年　４月　１日　一部改正
○　平成２９年１１月　１日　一部改正
○　平成３０年　４月　１日　一部改正
○　令和　２年　４月　１日　一部改正
○　令和　３年　７月　１日　一部改正
○　令和　４年　７月　１日　一部改正
○　令和　４年１１月　１日　一部改定
○　令和　５年　５月　１日　一部改定
○　令和　５年　８月　１日　一部改正
○　令和　６年１０月　１日　一部改正
○　令和　７年１０月　１日　一部改正
○　令和　８年　２月　１日　一部改正
○　令和　８年１０月　１日　一部改正

目　　次

秋田県総合評価落札方式の試行について　・・・・・・・・　１
　適用時期・総合評価の型式
　低入価格調査制度との関係　・・・・・・・・　３
　評価方法
　価格評価点の配点・算定方法
　技術評価点の配点・算定方法及び評価基準・基準配点　・・・・・・・・　４
　実績等評価項目と配点　・・・・・・・・　５
　技術提案等の履行の確保　・・・・・・・・　６
　総合評価落札方式における技術者について　・・・・・・・・　７
　管内及びブロックエリアについて　・・・・・・・・　８
　記載内容に関する留意事項
　秋田県総合評価落札方式における専任補助者について　・・・・・・・・　９
　施工計画型の運用について　・・・・・・・・　１０
　複数の技術者を申請する場合の記入する技術者選定フロー　・・・・・・・・　１３
　履行状況の確認及び履行率の算定について　・・・・・・・・　１４
　総合評価の実施手順について　・・・・・・・・　２１

評価に関する運用事項等　・・・・・・・・　２３
Ⅰ　企業の評価　・・・・・・・・　２４
　１．企業の同種工事の施工実績　・・・・・・・・　２４
　２．企業の同格付工種における工事成績評定点（平均点）　・・・・・・・・　２６
　３．（Ⅰ）企業の秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無　・・・・・・・・　２７
　３．（Ⅱ）企業の秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無　・・・・・・・・　２８
　４－１．主たる営業所の所在　・・・・・・・・　２９
　４－２．主たる営業所の所在　・・・・・・・・　３０
　４－３．主たる営業所の所在　・・・・・・・・　３１
　５．秋田県との諸協定に基づく活動実績　・・・・・・・・　３２
　６．企業の特定工事の受注実績　・・・・・・・・　３３
　７．企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組　・・・・・・・・　３４
　８．モデル工事等への取組　・・・・・・・・　３８
　９．企業の賃金水準向上に向けた取組　・・・・・・・・　４０
１０．建設技能者を大切にする企業の自主宣言の公表の有無　・・・・・・・・　４５
１１．主要材料の製造・施工の管理体制　・・・・・・・・　４６
１２．船舶の所有状況　・・・・・・・・　４８
１３．舗装機械の所有状況　・・・・・・・・　４９
１４．建築物解体機械の所有状況　・・・・・・・・　５０
１５．公共土木施設の維持管理業務の実績　・・・・・・・・　５１
１６．低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止　・・・・・・・・　５２
Ⅱ　技術者等の評価　・・・・・・・・　５３
１７．若手又は女性技術者の育成　・・・・・・・・　５３
１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績　・・・・・・・・　５５
１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）　・・・・・・・・　５７
２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組　・・・・・・・・　５９
２１．配置予定技術者の保有資格　・・・・・・・・　６１
２２．登録基幹技能者等の配置　・・・・・・・・　６３
２３．熟練技能者の現場配置　・・・・・・・・　６７

巻末資料（提出が必要な確認根拠資料、様式 及び別記様式）　・・・・・・・・　６８

秋田県総合評価落札方式の試行について

適用時期

上記改正の適用時期については、次のとおりです。

● **適用時期**

令和８年１０月１日以降に入札公告を行う工事から適用します。

総合評価の型式

本方式は、原則として請負対応額が５千万円以上の工事及び格付Ｂ等級を対象とした工事のうち、企業・技術者の技術力等を求める工事を中心に適用します。

なお、型式の適用区分は次の図表を標準としますが、適用金額未満であっても、工事内容により他の型式を適用することが出来るものとします。

型式		技術特性	適用範囲
企業実績評価型	Ⅰ型	技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するため、定量化された評価項目により評価を行う方式	・請負対応額が５千万円以上の工事
	Ⅱ型	発注工事の性質や企業特性を踏まえ、同種工事の施工実績や工事成績、表彰等の実績に特化して評価を行う方式	・請負対応額が５千万円未満の「一般土木工事」「舗装工事」 ・格付Ｂ等級を対象
	企業チャレンジ型	新規参入企業や受注実績の少ない企業の受注機会拡大を図るため、工事成績や表彰等の評価を割愛した方式	・請負対応額が５千万円以上１億円未満の「一般土木工事」
施工計画型		施工計画における工夫の余地が大きい工事※1において工程管理や品質管理、施工上の対処すべき技術的所見に関する「施工計画」を求めるほか、定量化された評価項目により評価を行う方式	・請負対応額が２億円以上の工事
技術提案型		技術的な提案の余地が大きい工事※2において、総合コストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請の体現※3に関する技術提案を求めるほか、定量化された評価項目により評価を行う方式	・請負対応額が１０億円以上の工事

※1 工法変更を伴わず、計画の工夫により企業の施工能力を発揮できる工事

※2 工法変更を含め、施工段階に関する提案により企業の技術力を発揮できる工事

※3 社会的要請の体現の例…汚濁水流出防止等の環境負荷への低減対策、新技術の導入による労働環境改善等

● 適用区分のイメージ図

適用金額	工種	一般土木舗装	一般土木	全工事		
	型式	企業実績評価型			施工計画型	技術提案型
		Ⅱ型（格付Ｂ級）	企業チャレンジ型	Ⅰ型		
10億円以上				○	○	◎
10億円未満				○	◎	○
2億円以上				◎	○	○
2億円未満						
1億円以上						
1億円未満			◎			
5千万円以上						
5千万円未満		◎				

◎：適用　○：適用可　／：適用不可

※２億円以上の工事については、技術管理課への事前協議を必須とする。

低入札価格調査制度との関係

総合評価を適用する場合は評価方式を問わず、すべて「低入札価格調査制度」を適用します。

また、「技術提案型」を適用する場合は、技術提案に伴う創意工夫を損なわないようにする観点から失格判断基準を適用しません。

評価方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、獲得した「総合評価点」の最も高い者が落札候補者です。

● 総合評価の評価方法

総合評価は入札に基づく「価格評価点」と価格以外の要素（実績等評価項目及び技術提案等評価項目に基づく技術評価点。以下、「技術評価点」という）を合計した「総合評価点」により総合的に判断します。

総合評価点（P）　＝　価格評価点（C）　＋　技術評価点（D）

※各評価点は、小数点以下第５位を四捨五入し、小数点第４位止めで評価します。

価格評価点の配点

● 価格評価点の配点

価格評価点の配点（A）は、「１００－技術評価点の配点（B）」です。

価格評価点の算定方法

● 価格評価点の算定方法

価格評価点（C）は、入札価格が「調査基準価格」未満の場合には係数（０．５）を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行うものとします。

※価格評価点（C）の算出で用いる「入札価格」、「予定価格」、「調査基準価格」は、全て税抜き価格。

（１）入札価格 ≧ 調査基準価格　の場合

$$\text{価格評価点(C)} = \text{価格評価点の配点(A)} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

※入札価格が予定価格を超えた場合は、総合評価点と価格評価点を算出しません。

（２）入札価格 ＜ 調査基準価格　の場合

$$\text{価格評価点(C)} = \text{価格評価点の配点(A)} \times \left(1 - \frac{\text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} + 0.5 \times \frac{\text{調査基準価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

技術評価点の配点

● 技術評価点の配点（Ｂ）

技術評価点の配点（Ｂ）は、次の式により設定します。

企業実績評価型：Ｂ＝B_1
施 工 計 画 型：Ｂ＝B_1＋B_2
技 術 提 案 型：Ｂ＝B_1＋B_3

	実績等評価項目の配点（B1）	施工計画の配点（B2）	技術提案の配点（B3）	技術評価展の配点（B）
企業実績評価型	２０点			２０点
施工計画型	１０点	１０点		２０点
技術提案型	１０点		１０点	２０点

技術評価点の算定方法及び評価基準・基準配点

● 技術評価点の算定方法

技術評価点は、次の式により算定します。「実績等評価項目」は圧縮補正を行いますが、「施工計画」及び「技術提案」については、圧縮補正を行いません。

技術評価点（Ｄ）＝技術評価点（D_1）＋技術評価点（D_2、D_3）

技術評価点（D_1）＝実績等評価分に係る加算点×$\frac{\text{実績等評価分に係る配点（Ｂ１）}}{\text{実績等評価分に係る基準配点の合計}}$

技術評価点（D_2）＝施工計画に係る加算点

技術評価点（D_3）＝技術提案に係る加算点

● 技術評価点の評価基準・基準配点

（１）実績等評価項目

評価基準・基準配点は、評価に関する運用事項等 P.23～のとおりです。

なお、評価対象となる配置予定技術者については、入札参加申込申請期限の日以前に３ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、確認申請書等の様式第３号に記載がない者は評価しないこととします（「１７．若手又は女性技術者の育成」において、「現場代理人への配置」を評価する場合を除く）。

（２）施工計画及び技術提案

評価基準・基準配点は、次のとおりです。

評価の視点	評価項目	評価基準	基準配点
施工計画	工程管理に係る技術的所見	２項目を選択	１０点
	品質管理に係る技術的所見		
	施工上の対処すべき技術的所見		
技術提案	総合コストの縮減	１項目を選択	１０点
	工事目的物の性能･機能の向上		
	社会的要請の体現		

※工事規模、工種等を勘案し、事業課との協議により配分変更も可能

実績等評価項目と配点

◎：必須項目、○：選択項目、－：適用しない

実績等評価項目		企業実績評価型			配点（最大）
		Ⅰ型	Ⅱ型	企業チャレンジ型	
Ⅰ企業の評価					
1.	企業の同種工事の施工実績	◎	◎	◎	2.0点
2.	企業の同格付工種における工事成績評定点（平均点）	◎	◎	－	3.0点
3.（Ⅰ）	企業の秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無	◎	－	－	1.0点
3.（Ⅱ）	企業の秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無	－	◎	－	1.0点
4.	主たる営業所の所在	○	－	○	2.0点
5.	秋田県との諸協定に基づく活動実績	○	－	－	1.0点
6.	企業の特定工事の受注実績	○	○	○	3.0点
7.	企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組				4.0点
	《評価項目①》女性技術者の在籍	◎	◎	◎	(1.0点)
	《評価項目②》新卒者又は離職者の雇用実績	◎	◎	◎	(1.0点)
	《評価項目③》ﾜｰｸﾗｲﾌﾊﾞﾗﾝｽ企業認定等の取得	◎	◎	◎	(1.0点)
	《評価項目④》職業体験等の実施	◎	◎	◎	(1.0点)
8.	モデル工事等への取組	○	○	－	2.0点
	ＩＣＴ活用工事の実施証明書の有無	○	○	－	(1.0点)
	女性技術者活躍工事の実施証明書の有無	◎	◎	－	(1.0点)
9.	企業の賃金水準向上に向けた取組				2.0点
	給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率 給与等受給者一人当たり給与等支払額	○	○	○	(2.0点)
10.	建設技能者を大切にする企業の自主宣言の公表の有無	◎	◎	◎	1.0点
11.	主要材料の製造・施工の管理体制（Co又はAs）	○	－	○	2.0点
12.	船舶の所有状況	○	－	○	2.0点
13.	舗装機械の所有状況	○	－	－	2.0点
14.	建設解体機械の所有状況	○	－	－	2.0点
15.	公共土木施設の維持管理業務の実績	○	○	○	1.0点
16.	低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止	◎	◎	◎	0.0点
Ⅱ技術者等の評価					
17.	若手又は女性技術者の育成	◎	◎	◎	2.0点
18.	配置予定技術者の同種工事の施工実績	◎	◎	◎	2.0点
19.	配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）	◎	◎	◎	3.0点
20.	配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組	◎	－	◎	1.0点
21.	配置予定技術者の保有資格	○	－	○	2.0点
22.	登録基幹技能者等の配置	○	－	－	1.0点
23.	熟練技能者の現場配置	◎	－	－	1.0点

※施工計画型、技術提案型は、案件毎に設定する。

技術提案等の履行の確保

総合評価において、当該評価項目を履行することを申請して落札した場合には、企業はその申請内容について履行義務を負うことになります。

● 技術提案等評価項目に関する履行義務

「施工計画」の場合に、提案内容が評価の加点対象となる事項については、その提案内容はすべて契約事項となることに注意して下さい。

なお、加点対象とならない場合でも、法令や仕様書等により実施が必要な事項は、確実かつ適切に実施してください。

「技術提案」の場合に、提案内容が評価の加点対象とならない場合でも、法令や共通仕様書等に違反しない限りは、その提案内容はすべて契約事項となることに注意して下さい。

● 履行義務の確保

評価項目については、入札公告文、契約図書に明記するほか、請負者は契約後に提出する施工計画書等に具体的な履行内容を記載する必要があります。

また、履行状況を検証することは、「公正な競争の執行」と「契約内容の効用の確保」のため重要であることから、工事の監督及び検査に当たっては申請した履行内容が確保されているかの確認が重要となります。

□ 提案内容とその履行状況及び効果

● ペナルティ等

請負者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、再度履行しなければなりません。ただし、履行義務項目の内容を満たす再度の履行が困難又は合理的でないと認められる場合、必要に応じて以下の措置を行うこととなります。

（別記様式６－１）

□ 工事成績評定点の減点
□ 契約金額の減額
□ 損害賠償の請求
□ 指名差し控え、指名停止

● 工事成績評定点の減点

請負者の責に帰すべき事由により履行義務項目の不履行が認められた場合、工事成績評定点は、その履行率に応じて次のとおり減点します。

評価項目	履行率	工事成績 評定点の減点
技術提案等 （施工計画及び技術提案）	・履行率が５０未満 ・履行率が５０％以上７０％未満 ・履行率が７０％以上８０％未満 ・履行率が８０％以上１００％未満	－１０点 －８点 －５点 －３点
１１．主要材料の製造・施工の管理体制	・履行率が５０％未満 ・履行率が５０％以上７０％未満 ・履行率が７０％以上１００％未満	－５点 －３点 －１点
２２．登録基幹技能者等の配置 ２３．熟練技能者の現場配置	・履行義務を果たしていると判断されない場合	－５点
配置技術者に変更が生じ落札時の能力評価点の履行が出来なくなった時（配慮すべき事情の場合を除く）	・履行状況に関わらず	－５点

総合評価落札方式における技術者について

●　技術者等の評価

評価対象となる配置予定技術者については、入札参加申込申請期限の日以前に３ヶ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とし、入札参加確認申請書等の様式第３号に記載がない者は評価しないこととします（「１７．若手又は女性技術者の育成」において、「現場代理人への配置」を評価する場合を除く）。

なお、上記雇用関係等の条件を満たす配置予定技術者を加点対象者としますが、条件を満たさない場合は、加点対象としません。

技術資料提出時において、配置予定技術者を特定できない等で、複数の技術者を申請する場合は、技術力（評価点の合計）の最も低い技術者を評価対象とします。

（様式に記入する対象技術者）

また、着手時において、評価対象となった技術者以外の技術者（入札参加確認申請書等の様式第３号に記載された者）を届出する場合は、評価対象となった技術者と技術力（評価点の合計）が同等以上であることを確認するため、配置する技術者に関する「総合評価に係る技術資料」を作成の上、再提出してください。

●　監理技術者等の途中交代

監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）の施工途中での交代は原則として認められません。これが認められるのは、次に掲げる場合です。

①監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等の配慮すべき事情がある場合

②受注者の責によらない理由により長期の工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

③橋梁、ゲート、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

④ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

⑤当該工事が余裕期間設定工事の場合において、技術者が当該工事の工事着手日前に従事している建設工事の引渡しが不可抗力により遅延した場合

上記の場合により監理技術者等を途中交代する場合は、後任技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験を有すること等を条件とします。（平成１６年３月３１日付建管－３０９７「監理技術者等の工事現場における専任配置等について（通知）」の「６．２）上記により途中交代を認める際の対応」による）。

●　配置技術者の途中交代に関する総合評価における取扱い

総合評価で配置する監理技術者等、若手又は女性技術者（以下、「若手技術者等」という）及び専任補助者については、原則として途中交代できません（若手技術者等を現場代理人に配置した場合も同様とします）。これが認められるのは、手引きP.7①～⑤の場合です。

手引きP.7①～⑤の場合により配置技術者を途中交代する場合は、後任技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験を有することに加え、後任技術者の総合評価による配置技術者の能力評価点（合計点）が、前任技術者の評価と比較し、同等以上であることを条件とします。ただし、同等以上となる技術者を配置できない場合は、受注者はその旨を発注者に対して証明しなければなりません（企業内の技術者毎の能力評価点や証明書類等による）。これにより配置技術者の途中交代が認められた場合は、工事成績評定点の減点は行いません。

● **配置技術者の総合評価における施工実績**

配置技術者の途中交代がなされた場合の監理技術者等及び専任補助者としての過去の実績は、当該工事で従事期間が最も長い技術者のみ評価します（途中交代がなされ技術者が複数いる場合は従事期間が短いものは評価しません）。

● **監理技術者補佐に関する総合評価における取扱い**

総合評価落札方式において、「監理技術者補佐」は、「監理技術者」と同様に取扱うものとします。

● **低入札価格調査を経て増員配置された技術者の施工実績**

低入札価格調査を経て増員配置された技術者の施工実績については評価しないこととします。

管内及びブロックエリアについて

各評価項目において規定する管内及びブロックエリアとは以下のとおりとします。

県北ブロック：鹿角管内（鹿角市、小坂町）
北秋田管内（大館市、北秋田市、上小阿仁村）
山本管内（能代市、藤里町、三種町、八峰町）
中央ブロック：秋田管内（秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）
由利管内（由利本荘市、にかほ市）
県南ブロック：仙北管内（大仙市、仙北市、美郷町）
平鹿管内（横手市）
雄勝管内（湯沢市、羽後町、東成瀬村）

記載内容に関する留意事項

総合評価落札方式【建設工事】「実績等評価項目」様式（以下、「自己評価様式」という）において作成した自己評価点が、技術評価点の各評価項目の評価点の上限値となります。

入札公告文や本手引き等より、評価項目並びに評価基準を十分確認のうえ、遺漏のないよう留意して自己評価様式及び確認根拠資料を作成してください。

自己評価様式は、ＰＤＦ型式とし、記述した内容が全て表示されていることを確認の上、提出してください。

なお、次の評価項目において加点評価を受ける場合は、指定様式による証明書又は確認書を合わせて提出してください。

評価項目	提出様式
７．企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組 《評価項目④》職業体験等の実施	職業体験等受入実施証明書 （別記様式１）
９．企業の賃金水準の向上に向けた取組 **※税理士等の第三者の確認が必要な場合のみ**	賃金引き上げに係る実績確認について （別記様式２）

企業実績評価型においては、「入札価格に基づく価格点と入札者の自己評価に基づく技術評価点を加算した総合評価点の最も高いもの」のみを審査するため、契約結果情報で公表された全ての評価点が審査後の結果ではありません。

また、企業実績評価型の入札者が１者であった場合や、予定価格の制限の範囲内で入札した者が１者である場合においては、原則、技術資料の審査を省略していることから、契約結果情報で公表された評価点は審査後の結果ではありません。（申請した内容を全て発注者が認めたと解釈しないこと）。

自己評価様式の提出が無い場合は、全ての評価内容の評価点を各基準配点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。

また、自己評価様式に必要な記載がない項目については、評価点を当該項目の基準配点の最低点とします（※配点にマイナス評価点がある項目は、最低点をマイナス評価点とします）。

自己評価様式及び確認根拠資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合には、必要に応じ、工事成績評定点の減点、契約金額の減額、損害賠償、指名差し控えや指名停止等の措置を行うこととなります。

施工計画型における様式（施工計画様式１～３）の記述は項目毎にＡ４様式１枚以内（２項目設定のため、最大２枚）にまとめるものとし、フォントサイズは、１２ポイント以上とします。
なお、様式は、ＰＤＦ型式とし、記述した内容が全て表示されていることを確認の上、提出してください。
また、必要に応じて、記述した内容や効果等を説明するカタログ等の資料を事項毎に１枚に限り、添付することができます。

施工計画様式の提出が無い、又は事項に対する所見の具体的な内容の記載が無い場合は、評価点を当該項目１事項につき基準配点の最低点とします。

秋田県総合評価落札方式における専任補助者について

・若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができます。
・専任補助者は、当該工事の現場代理人を担当しながら、若手技術者等（監理技術者等）の指導及び補助を行い、監理技術者等の業務にも主体的に係わる者とします（施工計画書・打合せ簿等の書類にも専任補助者として記載し関与する）。
・若手技術者等は監理技術者等と同様に取扱い、原則途中変更は認めません。
・共同企業体が、若手技術者等と専任補助者を配置するときは、同一の構成員から配置するものとします。
・専任補助者を配置した場合は、工事実績情報システム（以下、「コリンズ」という）登録の際に、若手技術者等を「監理技術者」又は「主任技術者」、専任補助者を「現場代理人」と登録するほか、工事概要の欄に「秋田県総合評価落札方式専任補助者〇〇■■（氏名）」を入力し登録してください。
・専任補助者を配置した場合は、技術者の専任届、施工計画書に「現場代理人」と「専任補助者」を併記し配置を明確にしてください。
・若手技術者等と専任補助者を配置した場合は、監理技術者等にかわり、専任補助者を総合評価の評価対象者（配置予定技術者）として評価します。

【評価対象項目】
１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績
１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）
２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組
２１．配置予定技術者の保有資格

施工計画型の運用について

● 基本的な考え方

施工計画型で求める施工計画は、次表①②③のうち、２項目を設定します。

施工計画の項目	対応する様式
①工程管理に係る技術的所見	施工計画様式－１
②品質管理に係る技術的所見	施工計画様式－２
③施工上の対処すべき技術的所見	施工計画様式－３

● 施工計画の項目

①工程管理に係る技術的所見

所定の工期内に与えられた工事を完成させることを目的に、計画工程表に基づく工事の進捗度管理を通じて、計画と実態の差異を把握、見直しなどをすることにより、契約条件に示された基準を満足する工事目的物を所定の工期内に完成していくための工程管理をより適正に行うための技術的所見について、以下の事項から、工事の性格等に応じ、２つを設定することを基本とします。

設定事項
（ア）異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項
（イ）工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項
（ウ）複数工事による輻輳、周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項
（エ）その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

②品質管理に係る技術的所見

当該工事において、重要度の高い工事目的物を、品質のより確実な確保又は品質の向上を図るための品質管理に係る技術的所見について、コンクリート構造物、土工、軟弱地盤対策等の評価テーマを設定したうえで、以下の事項から、工事の性格等に応じて、２つを設定することを基本とします。

設定事項
（ア）重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項
（イ）重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項
（ウ）重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かかつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項
（エ）その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

③施工上の対処すべき技術的所見

当該工事における現地条件等を踏まえ、より安全で、より効果的となるような施工上の対処すべき技術的所見について、以下の事項から、工事の性格等に応じて、２つを設定することを基本とします。

設定事項
（ア）周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項
（イ）より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項
（ウ）一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項
（エ）その他（個別の工事毎に、具体的に設定）

※設定する項目及び事項は、工事の性格・内容等により、技術的な工夫を要する現場条件及び特性に応じた項目及び事項を選択します。

なお、技術的所見の求める項目・事項と技術的な工夫を要する現場条件・特性との関連性を、参考に次表に示します。

（参考）技術的所見の求める項目・事項と技術的な工夫を要する現場条件・特性

項目		大項目	技術的な工夫を要する現場条件・特性																						
			構造物条件			技術特性		自然条件					社会条件							マネジメント特性						
		小項目	規模	形状	その他	工法	その他	湧水地下水	軟弱地盤	作業ヤード	気象・海象	その他	地中障害物	近接施工	騒音・震動	水質汚濁	作業ヤード	現道作業	その他	他工区調整	住民対応	関係機関	工程管理	品質管理	安全管理	その他
①工程管理に係る技術的所見	（ア）	異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項	○					△		△	○					△	△									
	（イ）	工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫に関する事項	○	△		△		△	△	△			△	△	△	△	△	△					○			
	（ウ）	複数工事による輻輳、周辺環境への影響等の制約条件がある場合において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫に関する事項	○					△	△	△										○	○	○				
	（エ）	その他																								
②品質管理に係る技術的所見	（ア）	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫に関する事項	△	○		○		○	○		○													○		
	（イ）	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項	△	○		○		○	○		○													○		
	（ウ）	重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工後かつ工事期間内に行う品質管理に係る技術的な工夫に関する事項	△	○		○		○	○		○													○		
	（エ）	その他																								
③施工上の対処すべき技術的所見	（ア）	周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫に関する事項											○	○	○	○	○									
	（イ）	より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫に関する事項								○							○								○	
	（ウ）	一般交通の安全確保等のために行う、より効果的な交通安全対策に係る技術的な工夫に関する事項								○							○	○							○	
	（エ）	その他																								

※○：主に技術的な工夫を要すると想定される項目

△：技術的な工夫を要すると想定される項目

●　評価基準

施工計画の配点（B_2）は、１項目１事項２．５点とする。
技術的所見は、３項目から２項目を設定し、各項目毎に２事項を求めるものとします。

施工計画の配点（B_2）＝２項目×２事項×２．５点＝１０．０点（満点）

１項目１事項の基準配点

評価	評価の視点の評価基準	基準配点
不適切	記載内容が不適切又は記載がない	0.0（不採用）
可	共通仕様書で規定されている内容程度の記載	1.0（採用=履行義務）
良	記載内容が現場条件等を勘案して適切である	2.5（採用=履行義務）

【評価に関する運用事項】

・各事項に対し、１つの所見を記述することとします。
　２つ以上の所見が記載された場合は、該当する技術的所見の評価対象事項について加点評価になりません。
・提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものとします。
・実績等評価項目（Ⅰ企業及びⅡ技術者等の評価）の評価基準と共通する技術的所見は認められません。
　（例：主要材料の製造・施工の管理体制、船舶・舗装機械・建築物解体機械の所有）
・他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者・土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められません。
・提案され契約図書となった内容については、工事成績評定における「創意工夫」や「社会性等」の評価対象になりません。
・施工計画の審査において次の場合は、該当する技術的所見の評価対象事項について加点評価になりません。

①工事名が間違っているもの、又は記載が無いもの
②様式の枚数を守っていないもの
③品質管理に係る技術的所見において、設定した評価テーマと明らかに異なる提案がなされたもの
④記載どおりに行うと品質が確保できない、又は危険なもの

・施工計画の審査において、技術的所見に次の内容が含まれた場合は、該当する技術的所見の評価対象項目について加点評価になりません。

①目的・方法、効果、範囲等が具体的でないもの、不明確なもの、不十分なもの
②記載内容が抽象的なもの、表現が曖昧なもの
（事例等）
「原則として～」、「～するよう努める」、「～を検討する」、「必要に応じて～する」、「徹底する」、「周知徹底を図る」、「できるだけ」、「極力」、「適切に」、「適宜」、「適当に」、「丁寧に施工する」、「十分に」、「入念に」、「徹底的に」、「迅速に」、「確実に」、「しっかり」、「誠実に」、「要所に」、「注意を払う」、「状況により」

○複数の技術者を申請する場合の記入する技術者選定フロー

【対象評価項目】
１７．若手又は女性技術者の育成
１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績
１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）
２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組
２１．配置予定技術者の保有資格

配置予定技術者の複数申請（企業体含む）

- 無し → 17.18.19.20.21項目 同一技術者で記入
- 有り ↓

若手又は女性技術者の配置

- 無し → 18.19.20.21項目の小計が最小となる者を選定し記入
- 有り ↓

（例）単独の場合：

企業名	技術者	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	a氏	2.0	2.0	1.0	1.0	6.0	
	b氏	1.0	0.5	1.0	0.0	2.5	○評価対象者

（例）企業体の場合：

企業名	技術者	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	a氏	2.0	2.0	0.0	2.0	6.0	
	b氏	2.0	0.5	1.0	0.0	3.5	○評価対象者
B社	c氏	2.0	1.0	0.0	0.0	3.0	A社の最小の者とB社の最小の者のうち、最も高い者
	d氏	0.0	1.0	1.0	0.0	2.0	

若手又は女性技術者の役割

- 専任補助者でない現場代理人への配置 → ~~16~~項目17の最小となる者と、18.19.20.21項目の小計が最小となる者を選定し記入

（例）単独の場合：

企業名	代理人	項目17	技術者	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	z氏	1.2	a氏	2.0	2.0	1.0	1.0	6.0	
			b氏	1.0	0.5	1.0	0.0	2.5	○評価対象者

（例）企業体の場合：

企業名	代理人	項目17	技術者	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	z氏	1.2	a氏	2.0	2.0	0.0	2.0	6.0	
			b氏	2.0	0.5	1.0	0.0	3.5	○評価対象者
B社	y氏	0.8	c氏	2.0	1.0	0.0	0.0	3.0	A社の最小の者とB社の最小の者のうち、最も高い者
			d氏	0.0	1.0	1.0	0.0	2.0	

- 監理又は主任技術者への配置（専任補助者を配置しない場合） → 17.18.19.20.21項目の小計が最小となる者を選定し記入

（例）単独の場合：

企業名	技術者	項目17	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	a氏	1.6	2.0	2.0	1.0	1.0	7.6	
	b氏	2.0	1.0	0.5	1.0	0.0	4.5	○評価対象者

（例）企業体の場合：

企業名	技術者	項目17	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	a氏	2.0	2.0	2.0	0.0	2.0	8.0	
	b氏	0.0	2.0	0.5	1.0	0.0	3.5	○評価対象者
B社	c氏	1.6	2.0	1.0	0.0	0.0	4.6	A社の最小の者とB社の最小の者
	d氏	1.2	0.0	1.0	1.0	0.0	3.2	

- 監理又は主任技術者への配置（専任補助者を配置する場合） → 「~~16~~項目17を若手又は女性技術者」＋「18.19.20.21項目を専任補助者」の小計が最小となる者を選定し記入

（例）単独の場合：

企業名	技術者	項目17		技術者	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	z氏	1.6	＋	a氏	2.0	2.0	1.0	1.0	7.6	
	y氏	2.0	＋	b氏	1.0	0.5	1.0	0.0	4.5	○評価対象者

（例）企業体の場合：

企業名	技術者	項目17		技術者	項目18	項目19	項目20	項目21	小計	
A社	z氏	2.0	＋	a氏	2.0	2.0	0.0	2.0	8.0	
	y氏	0.0	＋	b氏	2.0	0.5	1.0	0.0	3.5	○評価対象者
B社	x氏	1.6	＋	c氏	2.0	1.0	0.0	0.0	4.6	A社の最小の者とB社の最小の者のうち、最も高い者
	w氏	1.2	＋	d氏	0.0	1.0	1.0	0.0	3.2	

「若手又は女性技術者」と「専任補助者」の組み合わせ全パターンの中で最小となる組み合わせが評価対象者となる。

● **履行状況の確認及び履行率の算定について**

履行状況の確認及び履行率の算定は、次の様式で行います。

秋田県総合評価落札方式

履　行　確　認　様　式

【実績等評価項目】

11. 主要材料の製造・施工の管理体制（コンクリートプラント）

11. 主要材料の製造・施工の管理体制（アスファルトプラント）

22. 登録基幹技能者等の配置

23. 熟練技能者の現場配置

【技術提案等評価項目】

施工計画及び技術提案

建設部技術管理課

総合評価落札方式における履行状況の確認

コンクリートプラント用

【実績等評価項目】　11．主要材料の製造・施工の管理体制（コンクリートプラント）

※あくまでも記載例であり、実情に応じて適宜修正して使用すること

判定基準　A：履行状況が確認できる（2ポイント）　B：記録の不備・不足により一部の履行状況が確認できない（1ポイント）

C：履行状況が確認できない若しくは履行していない（0ポイント）　D：該当しない場合

（各段階における履行申請内容及び判定基準等を記入の上、判定欄でボタンをチェックする）

段階（工程・ﾚﾍﾞﾙ）	製造管理者：プラント側技術者	受入技術者：主任（監理）技術者	判定基準等
1　配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・現場の構造特性や施工条件と適合した配合計画及び配合設計
2　材　料	セメント、水、骨材、混和剤等の品質確認、受け入れ時検査を実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	適宜製造責任者が実施する検査へ臨場し、打設日毎に骨材の外観状況を確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・凍結した骨材はそのまま使用しない ・品質が基準に適合しない材料は使用しない
3　製造設備	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	適宜製造責任者が実施する検査に臨場し、確認しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・精度、公差の確認を行い、不具合部は修繕等是正を行う ・適合しない場合については再検査を行い、適合を確認するまで使用しない
4　製　造	スランプ、容積、異物について適宜検査を行い、打設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	適宜製造工程中の品質検査へ臨場し、打設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・混合状態を確認し、品質に異常がある場合は製造を一時中断し、改善等是正を行う
5　出荷性能	打設能力に応じた出荷計画を企画及び実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	打設日毎に打設能力に適合した出荷ピッチであることを確認しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・施工量に応じて適宜、出荷ピッチを変更する
6　運　搬	外気温（天候・風等）に応じた適切な運搬計画を立てているか 【判定】 ◉A ○B ○C	外気温（天候・風等）に応じて製造技術者と適宜協議するとともに、運搬時間等を記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・製造から打設完了までの時間を「90分以内」とし、これを越えた場合は廃棄処分とする
7　受入性能	※1）現場受入時に品質検査を実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	現場受入時検査に臨場し、品質を確認している記録があるか 【判定】 ◉A ○B ○C	・品質性能の何れか一つでも適合しない場合は全量返品する ・状態が著しく変化し、施工に支障を来すと判断した場合は返品する
8　型枠・補強材（鉄筋等）	受入技術者に鉄筋の品質劣化、型枠・支保工が与える影響、取外し時期等について助言・指導しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	※2）製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C ○D	・鉄筋の錆や異物の付着による品質への影響、目視・計測による確認 ・荷重、側圧による型枠・支保工の施工、型枠・支保工の取り外し時期等 ・不具合または基準値を満足しない場合は手直し修正する
9　打込み・締固め	圧送・打込方法、打込み速度・高さ、コンクリート温度、締固め等について記録しているか。また必要に応じて、受入技術者に助言・指導しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	※2）製造管理者から助言・指導を受けた場合、その内容について実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C ○D	・計測の結果、計画を逸脱している場合は是正する
10　養　生	気象条件や現場特性に応じた適切な養生について記録しているか。また、必要に応じて受入技術者に助言・指導しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	※2）製造管理者から助言・指導を受けた場合、その内容について実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C ○D	・必要に応じて受入時に解体用検体を採取し、圧縮強度試験を行い、基準強度以上で解体する
履行率の算定	実履行ポイント数＝20	実履行ポイント数＝20	総履行ポイント数＝40
	※　履行率＝40／40＝　100.0%		**履行率が100%に満たない場合は減点対象**

※1）請負者からの委託により受入検査を行う場合。請負者が自ら行う場合は、「受入技術者」側で評価する。

※2）「製造管理者」側からの助言・指導等がない場合は評価項目から除外する

総合評価落札方式における履行状況の確認

アスファルトプラント用

【実績等評価項目】　11. 主要材料の製造・施工の管理体制（アスファルトプラント）

※あくまでも記載例であり、実情に応じて適宜修正して使用すること

※秋田県アスファルト混合物事前照査制度の認定を受けている場合には、一部省略可能

判定基準　A：履行状況が確認できる（2ポイント）　B：記録の不備・不足により一部の履行状況が確認できない（1ポイント）

C：履行状況が確認できない若しくは履行していない（0ポイント）

（各段階における履行申請内容及び判定基準等を記入の上、判定欄でボタンをチェックする）

段階(工程・レベル)	製造管理者：プラント側技術者	受入技術者：主任(監理)技術者	判定基準等
1　配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・現場の構造特性や施工条件と適合した配合計画及び配合設計 ・溶融スラグを用いた混合物を使用する場合には「秋田県溶融スラグ使用基準」に適合していること
2　材　料	バインダー、骨材、添加材等の品質確認、受け入れ時検査を実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	適宜製造責任者が実施する検査へ臨場し、舗設日毎に骨材の外観状況を確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・品質が基準に適合しない材料は使用しない
3　製造設備	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	適宜製造責任者が実施する検査に臨場し、確認しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・精度、公差の確認を行い、不具合部は修繕等是正を行う ・適合しない場合については再検査を行い、適合を確認するまで使用しない
4　製　造	舗設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	舗設日毎に製造状態を目視で確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・混合状態を確認し、品質に異常がある場合は製造を一時中断し、改善等是正を行う
5　出荷性能	舗設日毎に合材の外観、出荷温度等を確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	舗設日毎に合材の外観、出荷温度等を確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・出荷目標温度　○℃±△℃ ・出荷停止基準　○℃±△℃
6　運　搬	外気温（天候・風等）に応じた適切な運搬計画を立てているか 【判定】 ◉A ○B ○C	外気温（天候・風等）に応じて製造技術者と適宜協議するとともに、運搬時間等を記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・温度低下防止のためシートで覆うものとし、これを行っていない場合には返品する ・荷下ろし待ち時間及び到着待ち時間が長くなる場合は運搬車両台数を調整する
7　受入性能	現場受入時に到着温度を確認し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	現場受入時に臨場し、到着温度を確認している記録があるか 【判定】 ◉A ○B ○C	・到着目標温度　○℃±△℃ ・返品基準温度　○℃±△℃ ・温度低下が著しい場合には直ちにプラントに連絡し、出荷温度の調整と温度低下防止のシートを二重にする
8　敷均し・締固め	受入技術者に敷均し方法、舗設方法、締固め方法等に助言・指導し、記録しているか。 【判定】 ◉A ○B ○C	製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・敷均し目標温度　○℃±△℃ ・締固め目標温度　○℃±△℃
9　交通解放	受入技術者に気象条件や現場特性に応じた適切な交通解放について、助言・指導し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	製造管理者から助言・指導を受けた内容について実施し、記録しているか 【判定】 ◉A ○B ○C	・交通解放温度　○℃以下
履行率の算定	実履行ポイント数＝18	実履行ポイント数＝18	総履行ポイント数＝36
	※　履行率＝36／36＝　100.0%		**履行率が100%に満たない場合は減点対象**

総合評価方式における履行状況の確認

【実績等評価項目】　　22. 登録基幹技能者等の配置

判定基準　登録基幹技能者等を配置する作業内容、従事期間などについては、工事案件毎に条件が異なり一律に規定することが困難なことから、各発注機関において以下のような観点から、配置や当該作業に関与しているかの適正性を総合的に判断する。

1．施工計画書に登録基幹技能者等の情報が記載されている。

（施工計画書からこの様式に転記し、施工計画書に添付された修了証・合格証書、健康保険被保険者証等の写しにより確認する）

氏名	所属 （会社名）	種　目	修了証番号又は 合格証書番号	修了（証書）年月日
○○　○○	○○組	登録○○基幹技能者		令和○○年○月○日
○○　○○	○○組	○○技能士 （○○作業）		令和○○年○月○日

※登録基幹技能者の場合、修了証の修了年月日は確認申請期限の日から５年以内のものでなければならず、工期内に更新期限を迎える場合、期限内に更新し、更新後の修了証の写し及び関係事項を変更した施工計画書を監督職員に提出させて更新を確認する。

2．提出された書類や現地確認により、

施工計画書に記載された登録基幹技能者等の従事を確認できる。

確認した書類等の種類

確認書類等の例

・安全日誌、日報など　　・作業手順書への押印

・連絡調整文書　　・指示書

・現地での確認　　・従事状況写真

※１　登録基幹技能者等は常駐義務がないため、現地確認の際に不在であったから履行義務を果たしていないとはならない。その場合は、別の書類等で従事の状況を確認すること。

※２　確認書類等は登録基幹技能者等の立場により異なるため、例示した書類のいずれかで従事、関与が確認できればよい。

3．以上を総合し、履行義務を果たしているといえる。

判定	○ or ×

総合評価方式における履行状況の確認

【実績等評価項目】　　23. 熟練技能者の現場配置

判定基準　熟練技能者を配置する作業内容、従事期間などについては、工事案件毎に条件が異なり一律に規定することが困難なことから、各発注機関において以下のような観点から、配置や当該作業に関与しているかの適正性を総合的に判断する。

１．施工計画書に熟練技能者の情報が記載されている。

（施工計画書からこの様式に転記し、施工計画書に添付されたＣＣＵＳカードの写し等 により確認する）

氏名	所属 （会社名）	種　目	ＣＣＵＳレベル	修了（証書）年月日
○○　○○	○○組	○○工		令和○○年○月○日

※ＣＣＵＳカードの有効期限は確認申請期限日において有効なものではなければならず、工期内に更新期限を迎える場合、期限内に更新し、更新後のカードの写し及び関係事項を変更した施工計画書を監督職員に提出させて更新を確認する。

カードの色とレベルの対応
　白…レベル１
　青…レベル２
　銀…レベル３
　金…レベル４

２．提出されたＣＣＵＳ就業履歴により、

施工計画書に記載された熟練技能者の従事を確認できる。

確認	○ or ×

３．以上を総合し、履行義務を果たしているといえる。

判定	○ or ×

総合評価方式における施工計画に対する履行状況の確認

【施工計画型評価項目】

評価項目①	工程管理に係る技術的所見	申請の有無	履行義務の有無	履行確認		
				施工計画書	施工中	完成時
評価事項（1）	【例】（ア） 異常気象等の緊急時の対応において、工程遅延防止のために、あらかじめ対処しておくべき技術的な工夫	○	○	×	○	×
評価事項（2）	【例】（イ） 工期等の制約条件がある場合において、所定の工期内に完成させるために、主たる工種において作業の効率化を図る技術的な工夫	○	○	×	○	×

評価項目② 評価テーマ	品質管理に係る技術的所見 【例】軟弱地盤対策	申請の有無	履行義務の有無	履行確認		
				施工計画書	施工中	完成時
評価事項（1）	【例】（ア） 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るために行う使用材料や機材等における技術的な工夫					
評価事項（2）	【例】（イ） 重要度の高い工事目的物の品質の確保・向上を図るため、当該工事目的物の施工中に行う品質管理に係る技術的な工夫					

評価項目③	施工上の対処すべき技術的所見	申請の有無	履行義務の有無	履行確認		
				施工計画書	施工中	完成時
評価事項（1）	【例】（ア） 周辺環境対策をより効果的に行うための技術的な工夫	○	○	×	○	○
評価事項（2）	【例】（イ） より安全・安心な作業現場環境を確保するための安全管理等に係る技術的な工夫	○	○	×	○	○

申請時点における簡易な施工計画の評価事項数	4事項	履行時点における簡易な施工計画の評価項目数	2事項

【履行義務の実施状況】

履行義務が果たされていない評価事項数	2事項	履行率	50%

履行がなされなかった場合の工事成績評定点を減ずる措置の内容	履行率が50未満	−10 点
	履行率が50%以上70%未満	−8 点
	履行率が70%以上80%未満	−5 点
	履行率が80%以上100%未満	−3 点

総合評価方式における履行状況の確認

【技術提案等評価項目】

【評価形式】 ◉ 技術提案型

【審査事項】

●提案項目数に係る評価項目の履行状況

評価内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 当初契約時の獲得点 ＿＿＿

評価項目・基準	申請時点	履行時点			
	提案	施工計画書	施工中	完成時	履行状況
					－
					－
					－
					－
					－
合　計	0項目	0項目	0項目	0項目	0項目

○履行率＝ 履行時点で確認された評価項目数／技術資料申請時点で提案された評価項目数

＝ 0項目 ／ 0項目 ＝ 0.0%

●提案値に係る評価項目の履行状況

評価内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 当初契約時の獲得点 ＿＿＿

評価項目・基準					技術配点	契約時点		履行時点	
						提案	評価点	実績	評価点
				未満					
		以上		未満					
		以上		未満					
		以上		未満					

○履行率＝ 履行結果に基づき再計算した評価点／当初契約時点で得ている評価点

＝ 0.0 ／ 0.0 ＝ 0.0%

$$●総合履行率＝\frac{（\Sigma 提案項目数に係る履行率×当初獲得点）＋（\Sigma 提案値に係る履行率×当初獲得点）}{\Sigma 当初契約時点で得ている技術評価点}$$

$$＝\frac{0.0000 ＋ 0.0000}{0.0} ＝$$

履行率が100%に満たない場合は減点対象

●　総合評価の実施手順について

総合評価落札方式審査手続き等の概要は以下のとおりです。

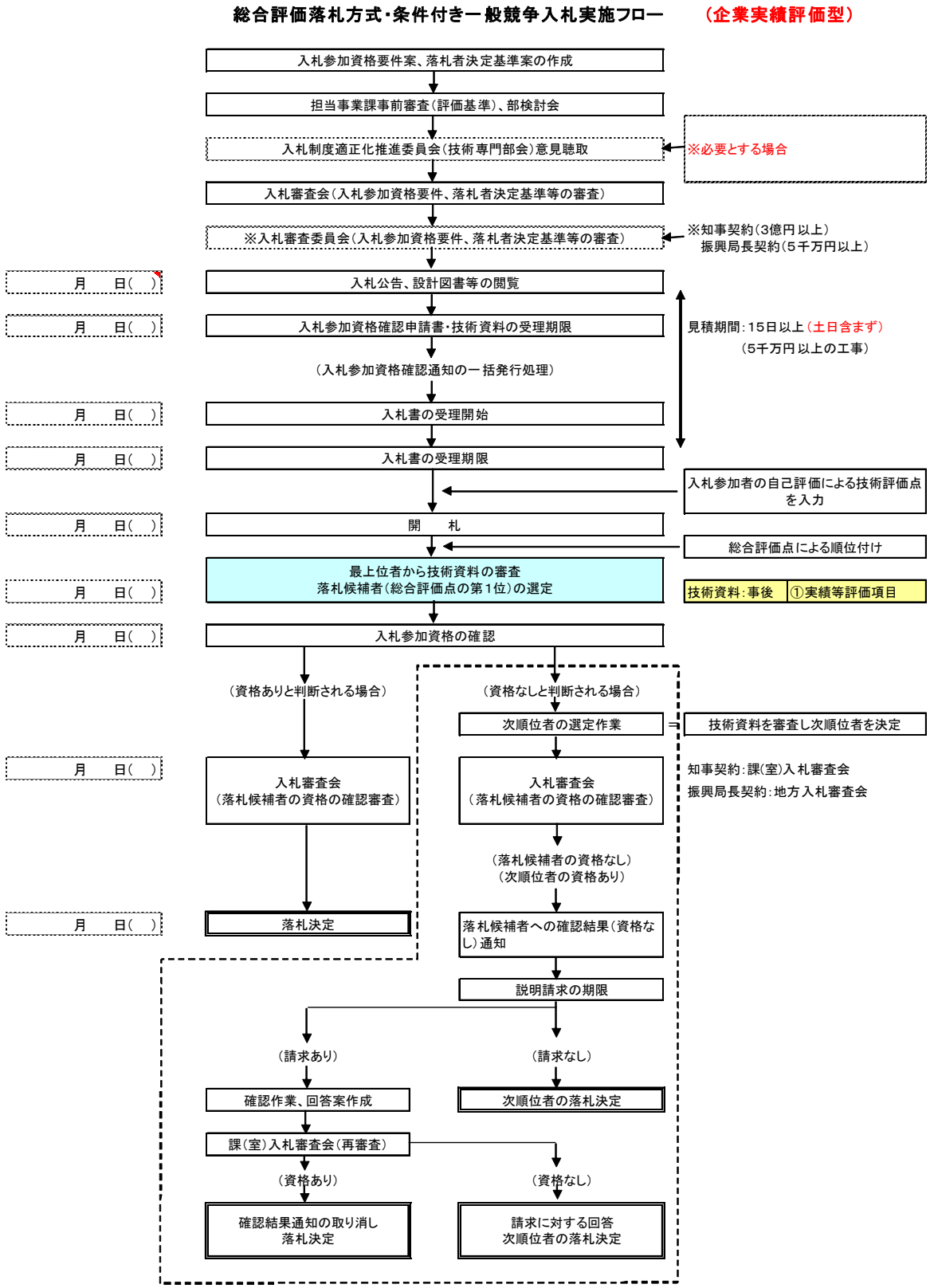

総合評価落札方式・条件付き一般競争入札実施フロー

（施工計画型 技術提案型）

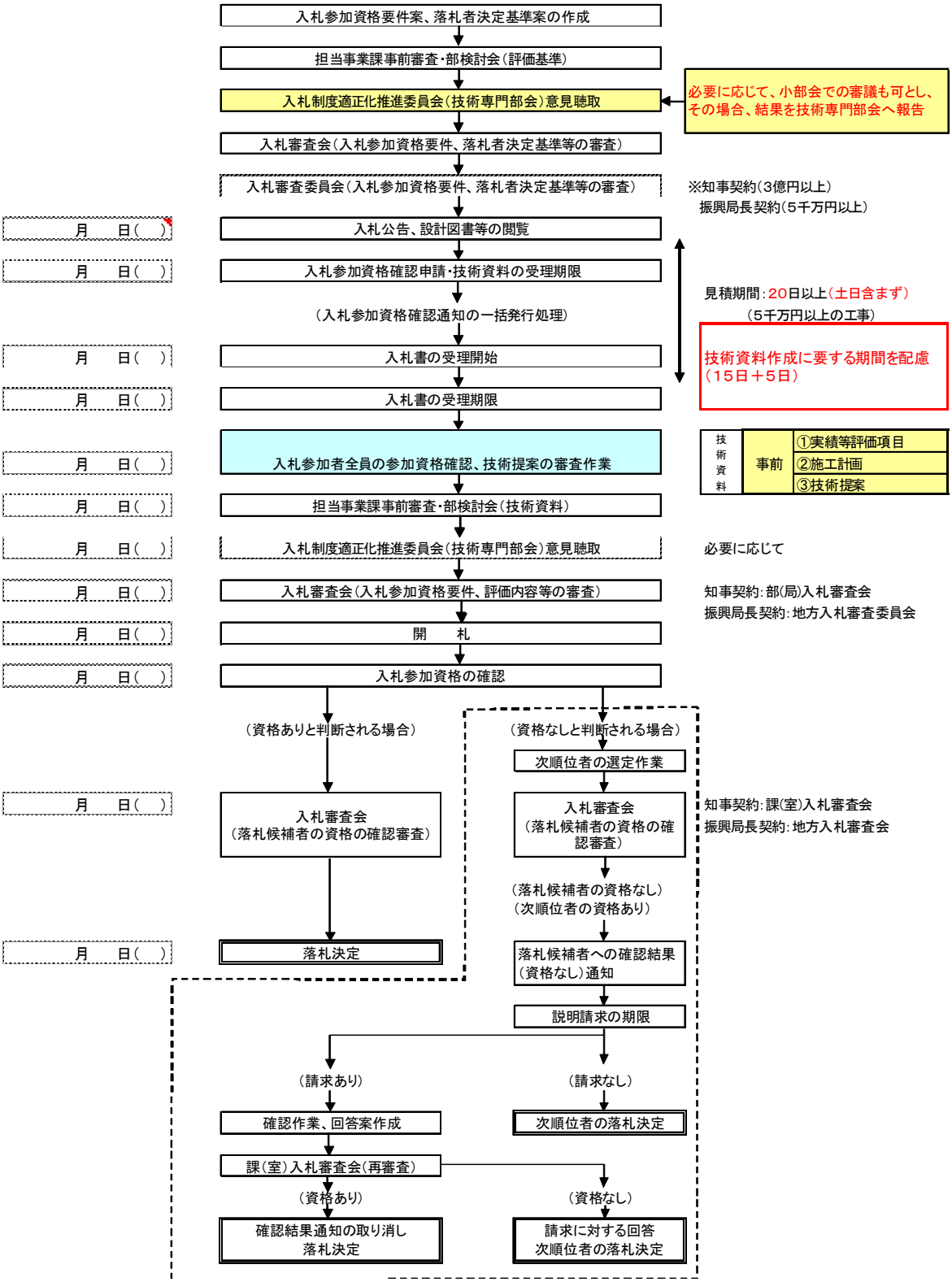

評価に関する運用事項等

運用事項等に関する表示の説明について

標　　準：下記工事を除く工事に適用する評価項目
法　　面：法面工事に限定した評価項目
建　　築：建築工事（建築工事一式、設備工事）に限定した評価項目

◎：必須項目、○：選択項目、－：適用しない

履行義務：履行義務評価項目（履行することを申請して加点評価となり、落札した場合には申請内容の履行義務を負う評価項目。不履行の場合にはペナルティの対象となる）

Ⅰ　企業の評価

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

１．企業の同種工事の施工実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
同種工事 又は類似工事の 施工実績	ａ．同種工事の施工実績がある	2.0	2.0
	ｂ．類似工事の施工実績がある	1.0	
	ｃ．上記以外	0.0	

評価に関する運用事項

①　次に該当する同種工事又は類似工事の施工実績を評価する。

・平成２３年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に工事完成年月日が含まれる元請工事

②同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は入札公告文に定義する。
③国（独立行政法人を含む）、都道府県（地方独立行政法人、事業団を含む）、市区町村（地方独立行政法人、事業団を含む）、公益民間企業の発注した工事を評価対象とする。
※「公益民間企業」とは、電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道会社、石油備蓄会社、（東・中・西）日本高速道路株式会社、（首都・阪神・本州四国連絡）高速道路株式会社、日本郵政グループ、空港会社、道路会社、株式会社高速道路総合技術研究所、その他公益企業第３セクター、PFI 事業者を指す。
④実績の規模を問わない。ただし、工種特性により発注者が必要と判断する場合は規模要件を設定する（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。

同種及び類似工事は下記基準により設定する（配置予定技術者の施工実績も同様）。

	技術力の判断基準	同種工事 記載例	類似工事 記載例
基準１	工事内容で判断するのが適当なもの	○○工の施工実績があるもの	△△工の施工実績があるもの（同種工事ではないが有意なもの、又は共通性があるもの）
基準２	工種数で判断するのが適当なもの	○○工及び△△工（当該工事の主な工種の両方を含む）	○○工又は△△工（当該工事の主な工種のいずれかを含む）
基準３	工事規模で判断するのが適当なもの	○○工の施工実績が○○単位以上（当該工事規模程度）	○○工の施工実績が△△単位以上（当該工事の 1/2 規模程度）

⑤共同企業体としての過去の施工実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とし、共同企業体全体として評価基準を満たしていればよい。
⑦企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①施工実績は、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを１件記載する。
②確認根拠書類としてコリンズの写しを添付する。
登録されていない工事を記載する場合は、請負契約書の写し及びその工事内容が分かる資料（設計図書等の写し）と検査結果通知書等で工事完成年月日が確認できる資料の写しを添付する。
③共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを１件記載する。
④共同企業体で施工したコリンズに登録されていない工事については、共同企業体協定書の写しを添付する。
⑤合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

２．企業の同格付工種における工事成績評定点（平均点）

評価内容	評価基準	基準配点	得点
同格付工種の 工事成績評定点の 平均点	ａ．８５点以上	3.0	3.0
	ｂ．８４点以上　８５点未満	2.5	
	ｃ．８３点以上　８４点未満	2.0	
	ｄ．８２点以上　８３点未満	1.5	
	ｅ．８１点以上　８２点未満	1.0	
	ｆ．８０点以上　８１点未満	0.5	
	ｇ．６５点以上　８０点未満 （評価点を有しない場合も含む）	0.0	
	ｈ．６５点未満　（マイナス評価）	-1.0	

評価に関する運用事項

①次に該当する工事成績評定点の平均点を評価する。

・令和７年４月１日～令和８年３月３１日に完了した秋田県発注の評価対象工事のうち、工事成績評定の通知を受けた工事
（令和７年度の工事成績評定点の平均点）

②評価対象工事は、当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う１５工種）とする。
但し、工事特性に応じて同種工事に限定し、設定することも可能とする。

③過去１年間の実績を標準とするが、工事成績評定件数が少ないと発注者が判断する場合は実績期間を拡大し、入札公告文に明示する。

④工事成績評定点の平均点は小数点以下第２位を切り捨てとする。

⑤共同企業体として施工した過去の工事の工事成績評定点は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。

⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、対象とする期間内における代表者及び構成員の工事成績評定点の総和を対象総工事件数で除した値とする。（共同企業体として施工した過去の工事は、代表者及び構成員にかかわらず、それぞれ各１件とし、工事成績評定点の総和と対象総工事件数により平均点を算定する。）

例）

代表者	６０点、７０点、８０点	計２１０点
構成員Ａ	７０点、７０点、８０点	計２２０点
構成員Ｂ	工事成績評定点無し	計　０点

対象総工事件数　６件　合計４３０点
平均点＝４３０／６＝７１．６７→７１．６点

⑦企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の評定点についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

３．（Ⅰ）企業の秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無

評価内容	評価基準	基準配点	得点
秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無	ａ．表彰の実績有り（同格付工種に限る）	1.0	1.0
	ｂ．表彰の実績無し	0.0	

評価に関する運用事項

①　次に該当する実績を有する企業を評価する。

・令和６年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内において秋田県優良建設産業表彰又は秋田県優良工事表彰（以下「秋田県優良建設産業表彰等」）を受賞

②秋田県優良建設産業表彰等は、「知事表彰」を評価対象とし、「地域振興局長表彰」は、評価対象としない。

③評価の対象は当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う１５工種）とする。

例）

入札に付す工事	受賞工事		判定
	発注機関	工　種	
一般土木工事	秋田県〇〇地域振興局	法面工事	不可
法面工事	秋田県〇〇地域振興局	法面工事	可

④共同企業体として表彰を受けた過去の実績については、代表者及び構成員の別、出資比率を問わず評価の対象とする。

⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とする。

⑥企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の受賞実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①確認根拠書類として「表彰状」の写しを添付する。

②合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

標　準：◎	法　面：－	建　築：－

３．（Ⅱ）企業の秋田県優良建設産業表彰等の有無

評価内容	評価基準	基準配点	得点
秋田県優良建設産業表彰等の実績の有無	ａ．秋田県優良建設産業表彰または秋田県優良工事表彰の実績有り（同格付工種に限る）	1.0	1.0
	ｂ．優良工事地域振興局長表彰の実績有り（格付工種問わず）	0.5	
	ｃ．表彰の実績無し	0.0	

評価に関する運用事項

①次に該当する実績を有する企業を評価する。

・令和６年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内において秋田県優良建設産業表彰又は秋田県優良工事表彰（以下、知事表彰）又は秋田県優良工事地域振興局長表彰（以下、局長表彰）のいずれかを受賞

②知事表彰の評価対象は当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う１５工種）とする。

例）

入札に付す工事	受賞工事		判定
	発注機関	工　種	
一般土木工事	秋田県〇〇地域振興局	舗装工事	不可
舗装工事	秋田県〇〇地域振興局	舗装工事	可

③局長表彰の評価対象は格付工種を問わない。

例）

入札に付す工事	受賞工事		判定
	発注機関	工　種	
一般土木工事	秋田県〇〇地域振興局	舗装工事	可
舗装工事	秋田県〇〇地域振興局	一般土木工事	可

④共同企業体として表彰を受けた過去の実績については、代表者及び構成員の別、出資比率を問わず評価の対象とする。

⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とする。

⑥企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の受賞実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①確認根拠書類として「表彰状」の写しを添付する。

②合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

標　準：○	法　面：－	建　築：－

４－１．主たる営業所の所在

評価内容	評価基準	基準配点	得点
●共同企業体の場合			
工事箇所と同一管内における主たる営業所の所在の有無	地域要件：全県（準県内含む）又はブロックの場合		2.0
	ａ．構成員のすべてが管内	2.0	
	ｂ．構成員の１者以上が管内	1.0	
	ｃ．構成員のすべてが管外	0.0	
工事箇所と同一県内における主たる営業所の所在の有無	地域要件：全国又は東北の場合		
	ａ．構成員のすべてが県内	2.0	
	ｂ．構成員の１者以上が県内	1.0	
	ｃ．構成員のすべてが県外	0.0	
●単独の場合			
工事箇所と同一管内における主たる営業所の所在の有無	地域要件：全県又はブロックの場合		
	ａ．同一管内に有り	2.0	
	ｂ．同一管内に無し	0.0	
工事箇所と同一県内における主たる営業所の所在の有無	地域要件：全国又は東北の場合		
	ａ．県内に有り	2.0	
	ｂ．県内に無し	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」である。
○地域要件が、全県又はそれ以上（東北、全国）の場合に設定する。
　ただし、格付工種が「一般土木工事」の場合に限り、地域要件がブロックエリアの場合も評価項目として設定する。

評価に関する運用事項

次に該当する企業を評価する。

・工事箇所と同一管内（又は県内）に主たる営業所を有する

①管内及びブロックエリアは本手引き P.8「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。
②「準県内」とは、建設業法第３条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が５０名以上で、その９０％以上が秋田県内居住者であるものをいう。
③共同企業体の結成を要件とする場合は、全ての構成員の営業所の所在の有無を評価対象とする。
④共同企業体について、工事内容から標準の評価基準により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。

技術資料作成時の留意事項

－

標　準：－	法　面：◎	建　築：－

４－２．主たる営業所の所在

評価内容	評価基準	基準配点	得点
「予定価格１億円以上の法面工事」 工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	ａ．構成員が全てブロック内の場合	2.0	2.0
	ｂ．構成員の１者以上がブロック内の場合	1.0	
	ｃ．構成員が全てブロック外の場合	0.0	
「予定価格１億円未満の法面工事」 工事箇所と同一管内又はブロック内における主たる営業所の所在の有無	ａ．同一管内に有り	2.0	2.0
	ｂ．同一ブロック内に有り	1.0	
	ｃ．同一ブロック内に無し	0.0	

○本評価項目は、法面工事において「必須項目」である。

評価に関する運用事項

次に該当する企業を評価する。

・工事箇所と同一管内又はブロック内に主たる営業所を有する

①管内及びブロックエリアは本手引き P.8「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。
②工事内容から標準の地域要件により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。

技術資料作成時の留意事項

－

標　準：－	法　面：－	建　築：○

４－３．主たる営業所の所在

評価内容		評価基準	基準配点	得点
●共同企業体の場合				2.0
	工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	ａ．構成員が全てブロック内の場合	2.0	
		ｂ．構成員の１者以上がブロック内の場合	1.0	
		ｃ．構成員が全てブロック外の場合	0.0	
●単独の場合				
	工事箇所と同一ブロック内における主たる営業所の所在の有無	ａ．同一ブロック内に有り	2.0	
		ｂ．同一ブロック内に無し	0.0	

○本評価項目は、建築工事に関する「選択項目」である。
○地域要件が、全県又はそれ以上（東北、全国）の場合に設定する。

評価に関する運用事項

次に該当する企業を評価する。

・工事箇所と同一ブロック内に主たる営業所を有する

①ブロックエリアは本手引き P.8「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。
②工事内容から標準の地域要件により難いと判断される場合には、事業課と協議により、評価基準及び配点を変更することができる。

技術資料作成時の留意事項

－

標　準：○	法　面：－	建　築：－

５．秋田県との諸協定に基づく活動実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
秋田県との諸協定に基づく活動実績の有無	ａ．活動実績がある （工事箇所と同一管内の実績の場合）	1.0	1.0
	ｂ．活動実績がある （工事箇所と同一管内以外の実績の場合）	0.5	
	ｃ．上記以外	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、地域要件を県内、ブロック又は管内とする一般土木工事について適用する。

評価に関する運用事項

① 次に該当する活動実績を評価する。

・令和３年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に完了日（引渡日または完成日等）が含まれる、秋田県と締結した諸協定に基づく活動の実績
※秋田県と契約した「道路・河川維持管理業務」での業務実績は評価対象としない。

② 「管内」は、本手引き P.8「管内及びブロックエリアについて」のとおりとする。

③共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
④企業合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①根拠書類として、県からの諸協定に基づく「要請書」等の写しを添付する。なお、根拠書類において、活動期間（着手・完了日）や実施企業名等の確認ができない場合は、確認できる資料を併せて添付する。
② コリンズに登録された業務実績を記載する場合は、①の書類の他に、コリンズに登録した実績内容の写しを添付する。
③コリンズに登録されていない業務を記載する場合は、①の書類の他に、「着手年月日」及び「完了年月日」が分かる資料を添付すること。
④合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合、重複提出は不要）。

標　準：○	法　面：－	建　築：－

６．企業の特定工事の受注実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
特定工事の受注実績	ａ．特定工事の受注実績が５件以上	3.0	3.0
	ｂ．特定工事の受注実績が４件	2.5	
	ｃ．特定工事の受注実績が３件	2.0	
	ｄ．特定工事の受注実績が２件	1.5	
	ｅ．特定工事の受注実績が１件	1.0	
	ｆ．上記以外	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、地域要件を管内とする一般土木工事について適用する。

評価に関する運用事項

①　次に該当する特定工事の受注実績を評価する。

・令和７年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に、契約年月日（当初）が含まれる元請工事

②評価対象となる「特定工事」とは、秋田県、秋田県内の市町村及び土地改良区が発注した工事とし、事業名又は工事名に次の名称が含まれるものとする。
（工種、規模を問わない。ただし、応急工事は除く。）

災害復旧事業、又は工事（例：○○災害復旧工事）
災害関連事業、又は工事（例：○○災害関連工事、災害関連○○工事）
災害助成事業、又は工事（例：○○災害助成工事）

③共同企業体としての受注実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。
④共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価の対象とし、共同企業体全体として評価基準を満たしていればよい。
⑤企業が又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の受注実績についても評価対象とする

技術資料作成時の留意事項

①施工実績は、特定工事に該当するものを最大５件まで記載する。
②共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として、特定工事に該当する工事を記載する。
③確認根拠書類としてコリンズの写しを添付する。
コリンズに登録されていない工事を記載する場合は、請負契約書の写しを添付する。
④共同企業体で施工したコリンズに登録されていない工事については、共同企業体協定書の写しを添付する。
⑤合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合、重複提出は不要）。

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

７．企業の雇用・女性活躍推進に向けた取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
《評価項目①》 女性技術者の在籍	ａ．監理又は主任技術者の資格を有する女性技術者が在籍している	1.0	4.0
	ｂ．技士補等の資格を有する女性技術者が在籍している	0.5	
	ｃ．上記以外	0.0	
《評価項目②》 新卒者又は離職者の雇用実績	ａ．新卒者又は離職者の２名以上の雇用実績がある	1.0	
	ｂ．新卒者又は離職者の１名の雇用実績がある	0.5	
	ｃ．新卒者又は離職者の雇用実績無し	0.0	
《評価項目③》 ワークライフバランス企業認定等の取得	次のいずれかの認定等の取得がある場合に評価 ・秋田県男女共同参画社会づくり表彰 ・秋田県子ども・子育て支援知事表彰 ・秋田県女性の活躍推進企業表彰 ・秋田県女性活躍・両立支援企業表彰 ・一般事業主行動計画策定・届出 ・えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む） ・くるみん認定（プラチナくるみん認定を含む） ・ユースエール認定		
	ａ．いずれか２つ以上の認定等実績有り	1.0	
	ｂ．いずれか１つの認定等実績有り	0.5	
	ｃ．認定等の実績無し	0.0	
《評価項目④》 職業体験等の実施	ａ．職業体験等実施の実績有り	1.0	
	ｂ．職業体験等実施の実績無し	0.0	

評価に関する運用事項

●《評価項目①》女性技術者の在籍について

①「監理又は主任技術者の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱別紙６工事成績評定加点区分表」に示す区分１、２又は３の資格とする。

②「技士補等の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱別紙６工事成績評定加点区分表」示す区分４の資格とする。（資格の無い現場代理人及び担当技術者を除く）

③上記①、②に記載の別紙６については、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」技術管理課の秋田県モデル工事関係「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱の改正について」（https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/26310）に掲載

④女性技術者は、技術資料提出日時点で、３月以上の直接的、恒常的な雇用関係にあり、秋田県内に居住している者とする。
⑤加点対象は県内企業（準県内も含む）とし、県外企業は加点対象外とする。
⑥「県内企業」とは、秋田県内に主たる営業所を有するものをいう。また、「準県内」とは、建設業法第３条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が５０名以上で、その９０％以上が秋田県内居住者であるものをいう。
⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
⑧企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前から継続雇用されている技術者についても評価対象とする。

●《評価項目②》新卒者又は離職者の雇用実績について
①次に該当する取組を評価する。

・令和７年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に雇用した実績

②新卒者及び離職者とは、次の通りとする。ただし、同一人物で重複して満たす場合、どちらか一方を評価対象とする。

新卒者	高等学校又は大学等（いずれも県内外問わず）を卒業し、卒業日から３年後の月の月末までの者
離職者	離職し、新たに就労を希望する者

③新規雇用は、直接的、恒常的な雇用関係にあり、秋田県内に居住している者とし、技術職・事務職を問わない。
④技術資料提出日時点で退職又は解雇している場合は評価しない。
また、定年退職後に同一企業に再雇用された場合は評価しない。
⑤「大学等」とは、短期大学、高等専門学校、大学、大学院をいい、「学校教育法第１２４条に定める専修学校」及び「秋田県内にある技術専門校と厚生労働省所管の大学校」も含めるものとする。
⑥現社員を解雇した上での再雇用や企業間での社員の形式的な解雇、雇用など不誠実な行為による者は認めない。
⑦加点対象は県内企業（準県内も含む）とし、県外企業は加点対象外とする。
⑧「県内企業」とは、秋田県内に主たる営業所を有するものをいう。また、「準県内」とは、建設業法第３条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有するもので、秋田県の従たる営業所の合計社員が５０名以上で、その９０％以上が秋田県内居住者であるものをいう。
⑨共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者・構成員を問わず評価対象とする。
⑩企業が合併等している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

●《評価項目③》ワークライフバランス企業認定等の取得について
①えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）、くるみん認定（プラチナくるみん認定を含む）及びユースエール認定は、技術資料提出期限日までにいずれかの認定等を受けている場合に評価する。
②えるぼし認定（プラチナえるぼし認定を含む）、くるみん認定（プラチナくるみん認定を含む）及びユースエール認定については、添付資料のほか、厚生労働省のホームページにおいて、技術資料提出期限日時点で有効な認定であることを確認する。
①　一般事業主行動計画の策定・届出は、労働局に届出した行動計画の計画期間が技術資料提出期限日時点で期間内にあるものを有効とする。（女性活躍推進法（女活法）、次世代育

成支援対策推進法（次世代法）の別は問わない。
ただし、一般事業主行動計画の策定が義務づけられている企業（常時雇用する労働者１０１人以上）は評価対象としない。（一般事業主行動計画策定・変更届の「常時雇用する労働者の数」で確認）
④えるぼし認定（プラチナえるぼし認定含む）又はくるみん認定（プラチナくるみん認定含む）のいずれかを評価する場合、一般事業主行動計画の策定・届出は評価対象としない。
⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
⑥企業が合併等している場合は、合併等以前の企業の実績については評価対象外とする。
（ただし、えるぼし認定及びくるみん認定は、一般事業主行動計画の変更届により、合併等後の企業が引き継ぐことを受理されているものは評価の対象とする）

●《評価項目④》職業体験等の実施について

①次に該当する取組を評価する。

・令和~~６~~７年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に実施した職業体験等の実績（初日又は最終日が期間内にあれば可とする）

②「職業体験等」とは、インターンシップ（就業予定者の研修受入は除く）のほか、小学生以上の児童・生徒を対象に行われる職業体験・職場見学とする（参加人数・実施期間は問わない）。ただし、秋田県内の営業所での実績に限る。
③実施実績は、企業が自主的に企画したもの及び学校、教育委員会等からの依頼を受けたもののいずれも評価する。ただし、協会等の団体で企画し、実施した実績については評価対象外とする。
④遠隔（リモート）による受け入れ実績の場合は、秋田県内の営業所が主体的に行ったことが確認できるものを評価する。（営業所として一部関わった実績は評価対象外）
⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。
⑥企業が合併等している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

【共通】

①準県内企業においては、次の資料を添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。
・建設業許可通知書の写し
・秋田県内にある営業所等の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。）の名簿（提出日現在の住所、氏名、生年月日、県内営業所の合計社員数及び県内居住者の合計社員数が記載されたもの）
・秋田県内にある営業所等の社員の直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（高齢者等により提出できない場合にあっては、職員の常勤性を確認できる書類）
・秋田県内にある営業所等の社員のうち、県内に居住する者の直近の住民税特別徴収税額決定通知書の写し（氏名、住所、発行年月日及び発行市町村名がわかる部分）
又は住民票（技術資料提出日の日以前３ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る）の写し
・建設業許可申請書（受付印のあるもの）の写し及び同申請書別紙２営業所一覧表の写し
②合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

《評価項目①》

①「女性技術者の在籍」については、次の資料を添付すること。
・女性技術者が保有する資格を証明する資料（資格証等）の写し
・性別及び３月以上の雇用関係及び常勤性があることを確認できる直近の資料。「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変

更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し又はこれらに準ずる資料（性別が確認できる資料。）
・３ヶ月以上秋田県内に住所のある住民票（技術資料提出日の日以前３ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る）の写し
・企業が合併等している場合は、合併等以前からの継続雇用が確認できる資料

《評価項目②》

①「新規雇用の実績」については、次の資料を添付すること。
・卒業証明書又は修了証書の写し
・住民票（技術資料提出日の日以前３ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る）の写し
・雇用関係及び常勤性があることを確認できる直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し又はこれらに準ずる資料。

②「離職者の実績」については、次の資料を添付すること。
・離職票、解雇通知書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者手帳（日雇労働被保険者手帳）、船員失業保険証の船員失業証明票、雇用前の直近の勤務先が発行した退職証明書（代表者印必須）の中のいずれかひとつの写し。※いずれの書類も提出されない場合は評価対象としない。
・住民票（技術資料提出日の日以前３ヶ月以内の発行及び個人番号が記載されていないものに限る）の写し
・雇用関係及び常勤性があることを確認できる直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し又はこれらに準ずる資料。

《評価項目③》

①「ワークライフバランス企業認定等企業認定等の取得」については、次の資料を添付すること。
・表彰状、認定証、一般事業主行動計画策定・変更届（労働局が受付したもの）などの写し

《評価項目④》

①「職業体験等の実施」については、次の資料を添付すること。
・職業体験等受入実施証明書（「別記様式１」）と、証明書に記載の職業体験等の内容（実施期間や受入営業所など）が具体的に確認できる資料（職業体験のプログラム等の実施内容が分かる資料及び実施状況が分かる写真等）

標　準：○	法　面：○	建　築：○

８．モデル工事等への取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
ＩＣＴ活用工事の実施証明書の有無	ａ．フルＩＣＴ活用工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	ｂ．簡易型ＩＣＴ活用工事の実施証明書を有している	0.5	
	ｃ．上記以外	0.0	
女性技術者活躍工事の実施証明書の有無	ａ．監理又は主任技術者の資格を有する女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している	1.0	1.0
	ｂ．技士補等の資格を有する女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している	0.5	
	ｃ．上記以外	0.0	

評価に関する運用事項

①実施証明書は技術資料提出期限日において、発行日から２年以内のものを有効とする。
②実施証明書に有効期限があるものについては、技術資料提出期限日に有効期間内であるものを評価する。
③国、都道府県、市区町村が発行した実施証明書を評価対象とする。
④ＩＣＴ活用工事については、「選択項目」とする。
⑤ＩＣＴ活用工事については、指定工種のみ評価対象とする。なお、指定工種は、入札公告文に明記する。（例：土工、舗装工、河川浚渫工、地盤改良工、法面工、舗装工（修繕工）等）
⑥モデル工事の実施証明書上で評価の区分が判断できない場合については、評価の区分を判断できる資料（実施証明書関係要領の写し、コリンズの写し等）を添付すること。
⑦モデル工事等への取組の評価はそれぞれ加点できるものとする。
例）ＩＣＴ活用工事 1.0 点 ＋　女性技術者活躍工事 1.0 点
　　＝合計 2.0 点
⑧「監理又は主任技術者の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱別紙６工事成績評定加点区分表」に示す区分１、２又は３の資格とする。
⑨「技士補等の資格」とは、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱別紙６工事成績評定加点区分表」示す区分４の資格とする。（資格の無い現場代理人及び担当技術者を除く）
⑩上記①、②に記載の別紙６については、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」技術管理課の秋田県モデル工事関係「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱の改正について」（https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/26310）に掲載
⑪共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価する。
⑫企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①国、都道府県、市区町村が発行した有効期限内である実施証明書の写しを添付する。
実施証明書の区分が記載されていない場合は、区分がわかる資料の写しを添付する。
（実施証明書発行要領等）
また、女性技術者活躍工事の実施証明書の有無において、「ｂ．技士補等の資格を有する女性技術者を配置した工事の実施証明書を有している」で加点評価を受ける場合は、該当する女性技術者が保有する資格を証明する資料（資格証等）の写しを添付する。
②共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載

する。
③合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

標　準：○	法　面：○	建　築：○

９．企業の賃金水準の向上に向けた取組

何れか一つを選択

評価内容	評価基準	基準配点	得点
給与等受給者一人当たり給与等支払額の増加率	給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率		2.0
	ａ．増加率３．００％以上	2.0	
	ｂ．増加率１．５０％以上	1.0	
	ｃ．上記以外	0.0	
一人当たり給与等支払額	給与等受給者一人当たりの給与等支払額		
	ａ．全国平均超	2.0	
	ｂ．上記以外	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、地域要件が県内、ブロック及び管内の場合について適用する。

評価に関する運用事項

①次のいずれか一つを選択し申請されたものを評価する。

給与等受給者一人当たりの平均受給額
　１）令和５年と令和６年の給与等支払額を比較した増加率
　２）令和６年と令和７年の　　〃
　３）令和７年と令和８年の　　〃
令和７年の一人当たり給与等支払額
　４）令和７年の一人当たり給与等支払額が全国平均（令和６年分）超
令和８年の一人当たり給与等支払額
　５）令和８年の一人当たり給与等支払額が全国平均（令和７年分）超

②賃上げ実績の確認方法は、次のとおりとする。

●【評価ケース（１）】社員への支払い賃金の総額で評価する場合

給与等受給者一人当たり給与等支払額の増加率は、税務署に提出した「源泉徴収票等の法定調書合計表」の控えにより、各々俸給・給与・賞与等の支払金額を人員で除した値を比較し、その増加率を評価する。

例）令和５年と令和６年の給与等支払額を比較した場合】

○令和５年分「源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「Ⓐ俸給・給与・賞与等の総額」欄に記載されている人員と支払金額を確認。

・人員 31 人 、支払金額 164,685,000 円
・一人当たり俸給・給与・賞与等支払額
　164,685,000 円／31 人　＝　5,312,420 円（１円未満切り上げ）

○令和６年分「源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「Ⓐ俸給・給与・賞与等の総額」欄に記載されている人員と支払金額を確認。

・人員 30 人 、支払金額 162,131,000 円
・一人当たり俸給・給与・賞与等支払額
　162,131,000 円／30 人　＝　5,404,367 円（１円未満切り上げ）

∴｛（5,404,367 円－5,312,420 円）／5,312,420 円｝×100＝1.73%
（小数第三位四捨五入）配点 2.0 点

●【評価ケース（２）】継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
●【評価ケース（３）】時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
●【評価ケース（４）】継続雇用している正社員の基本給の定期昇給等で評価する場合
企業の個別の事情より、評価ケース（２）、（３）、（４）に該当する場合は、税務署に提出した「源泉徴収票等の法定調書合計表」の控え及び税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認をもって、標準的な手法（評価ケース（１））と同等の賃上げ実績として、その増加率を評価する。

評価対象者 ＼ 評価対象賃金		継続雇用社員			比較する２年間を連続雇用していない社員		その他雇用形態（一時的雇用等）	
		役員	正社員	休職者等	退職者	新規採用者	再雇用	パート、アルバイト
所定内給与	基本給	（３）	（４）					
	各種手当（住宅、家族手当等）							
時間外手当								
賞与等		（１）	（２）					

※「継続雇用」とは、賃上げを実施した当該年度とその比較対象となる前年度の２年間を通しで雇用していることとする。
評価ケース（２）及び（４）の場合の「人員（評価対象社員数）」は、同数

③給与等受給者一人当たりの給与等支払額が全国平均を超えている場合の確認方法は次のとおりとする。
●給与等受給者一人当たり給与等支払額は、税務署に提出した「源泉徴収票等の法定調書合計表」の控えにより、各々俸給・給与・賞与等の支払金額を人員で除した値を全国平均と比較する。なお、比較対象となる全国平均については、令和 6 年分が 5,652,500 円、令和７年分が 5,921,400 円である。
詳細は秋田県公式サイト（https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88815）を参照のこと。
④共同企業体が加点を受けるには、代表者を含む全ての構成員が評価基準を満たしていることが必要である。加点点数の算出にあたっては、代表者又は構成員のいずれかのうち、最も低い評価を採用する。（全ての構成員が満たしている評価基準で加点点数とする）

技術資料作成時の留意事項

① 記載する実績は、令和５年と令和６年、令和６年と令和７年又は令和７年と令和８年の給与等支払額を比較した増加率、若しくは令和７年または令和８年の一人当たり給与等支払額が、それぞれ前年の全国平均（令和６年分または令和７年分）を超えていることの中から、いずれか一つを選択すること。
②各年に税務署に提出した「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの「Ⓐ俸給・給与・賞与等の総額」欄にある「人員」と「支払金額」を記載する。
ただし、評価ケース（２）、（３）、（４）をもって評価する場合は、別記様式２の「賃上げ評価対象給与総額」と「評価対象社員数」を記載する。
③各年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの写しを添付する。
（参考１）
④評価ケース（２）、（３）又は（４）をもって評価する場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」控えの写しを添付（中小企業等の場合は、直近の事業年度の「法人税申告書別表１」の写しも添付）するほか、別記様式２の税理士、公認会計士又は社会保険労務士による第三者の確認書類の写しを添付する。（当手引き改正以前に、作成された別記様式

２も有効とする）
⑤共同企業体の結成を要件とする場合、評価基準の最も低い代表者又は構成員のいずれかの内容を記載する。
⑥共同企業体の結成を要件とする場合、④、⑤、⑥の資料は、構成員毎に添付する。
⑦企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以後の企業における増加率を評価する。
ただし、次の（ア）から（オ）の場合において、評価することができることとし、評価基準の最も低い企業の内容を記載する。
なお、年度途中での合併等の場合は、当該年度の合併等以前後の給与等支払額を合算して「支払金額」を算定するものとする。（「人員」が異なる場合は、評価ケース（２）、（３）又は（４）をもって評価する）

（ア）合併前の各々の企業に所属していた社員と合併後の企業のうち、その社員を切り出して評価する場合（④、⑤、⑥の資料は、各々の企業毎に添付）

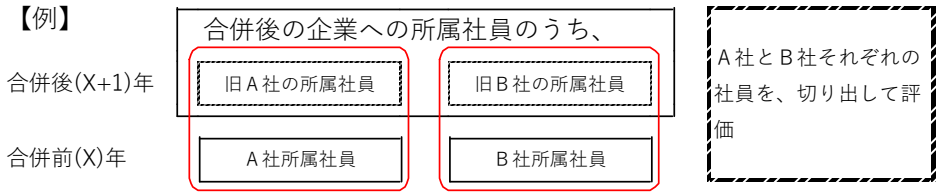

（イ）合併前の各々の企業の賃上げ実績で評価する場合（④、⑤、⑥の資料は、各々の企業毎に添付※評価ケース（１）の場合は、⑥を除く）

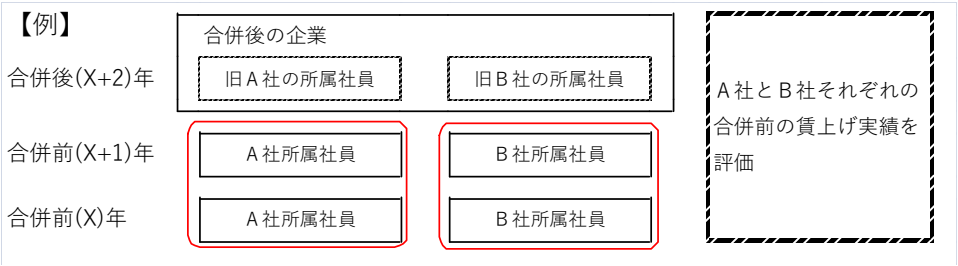

（ウ）合併前後の企業の賃上げ実績で評価する場合（④、⑤、⑥の資料は、各々の企業毎に添付※評価ケース（１）の場合は、⑥を除く）

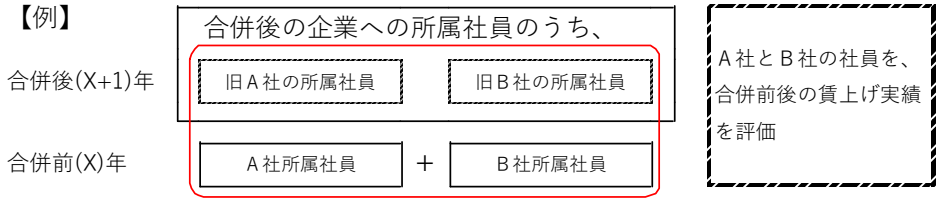

（エ）分割前後の企業の賃上げ実績で評価する場合（④、⑤、⑥の資料を添付

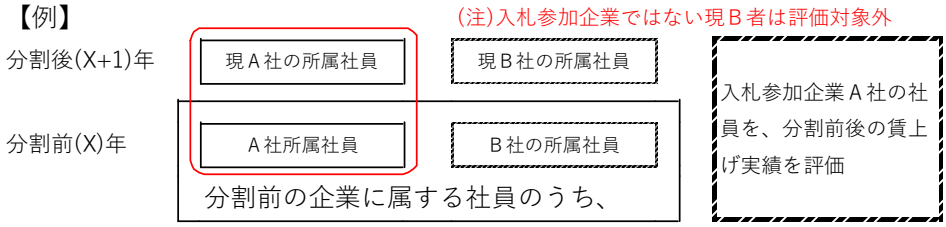

（オ）分割前の企業の賃上げ実績で評価する場合（④、⑤、⑥の資料を添付
※評価ケース（１）の場合であっても、⑥を添付）

【例】

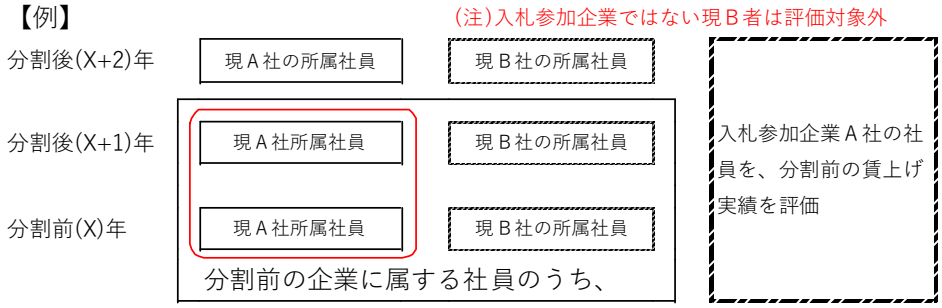

⑩合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合　併等の公告）の写しを添付すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

（参考１）

一人当たり給与等支払額の増加率　→「支払金額／人員」で比較

一人当たり給与用支払額の全国平均超　→　「支払金額／人員」と全国平均を比較

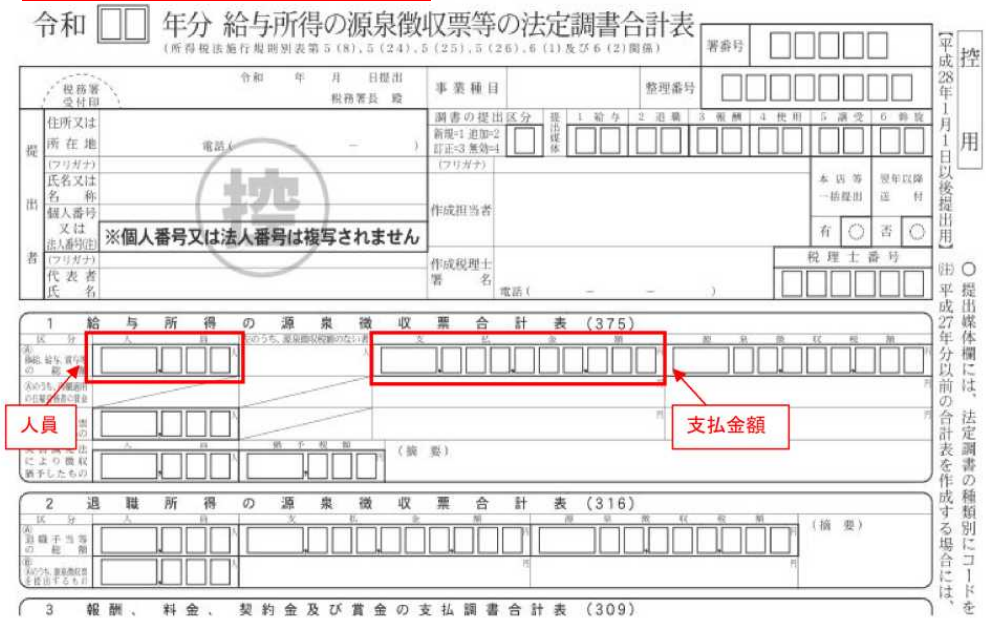

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

１０．建設技能者を大切にする企業の自主宣言の公表の有無

評価内容	評価基準	基準配点	得点
建設技能者を大切にする企業の自主宣言の公表の有無	ａ．宣言あり	1.0	1.0
	ｂ．宣言なし	0.0	

評価に関する運用事項

①国土交通省によって運営がされている「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」ホームページ（https://jishusengen.mlit.go.jp/index.html）において登録企業として公表されている企業を評価対象とする。
②技術資料提出期限日が、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」の宣言有効期限内である企業を評価する。
③宣言の立場が「元請」の企業を評価する。
④共同企業体の結成を要件とする場合は、技術資料提出期限までに全ての構成員が「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」を公表している場合に評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①「企業名」、「宣言の内容」、「宣言日」、「取組開始日」「宣言の立場」がわかる資料の写しを添付する。
②「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」ホームページの画面等、宣言有効期間の末尾がわかる資料の写しを添付する。

標　準：○	法　面：－	建　築：－

履行義務

１１．主要材料の製造・施工の管理体制

評価内容	評価基準	基準配点	得点
主要材料の製造･施工の管理体制（コンクリート又はアスファルト）	ａ．共通仕様書に定められた現場までの運搬に関する条件を満足する自社の「コンクリートプラント」を所有している。	2.0	2.0
	ｂ．共通仕様書に定められた現場までの運搬に関する条件を満足する共同出資の「コンクリートプラント」を所有している。	1.0	
	ｃ．上記に該当する「コンクリートプラント」を所有していない。	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」である。

評価に関する運用事項

①舗装工事の場合、評価基準の「コンクリートプラント」を「アスファルトプラント」に読み替える。
②材料調達から施工までの品質管理体制に関して、受注企業が主体的に関与し、対象工事において評価されたプラントを使用していることが前提である。
③対象工事において、品質確保が可能な地域にプラントを保有する会社について評価する（振興局管内に限定しない）。
④工場製品（橋桁等）は主要材料の評価対象としない。
⑤プラントの共同出資も対象とし、出資比率を問わない。
⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、プラントの所有が代表者及び構成員のいずれに所属するかを問わない。
⑦主要工種の工事内容や規模に応じた設定基準を別表－１（Ｐ４７）に示す。

技術資料作成時の留意事項

①プラントの所有若しくは共同出資所有を示す書類の写しを添付する。
②契約後、材料調達から施工まで一貫した品質管理体制に関して、施工計画書に受注者自らの具体的関与を記載するとともに、すべての項目を履行しなければならない。（工事成績評定点は履行率により１点～５点減点）
（記載例については、別表－２に示す）

別表－２　「主要材料における製造・施工の管理体制」施工計画書記載例

主要材料における製造・施工の管理体制評価における施工計画書への記載項目・内容（例）

段階（工程・レベル）	製造技術者【プラント側技術者】	受入技術者【主任（監理）技術者】	判定基準等（返品判定基準）
配合設計	施工現場における要求性能を満足する配合計画を企画し、配合設計を実施する	配合計画や配合設計に参画し、内容を確認する。	受入技術者は現場の構造特性や施工条件と配合計画及び配合設計内容が合致しているか確認する
材料	コンクリート（アスファルト）材料（セメント（バインダー）、水、骨材、混和材（剤）等）の受け入れ時検査を実施し、記録する	骨材の外観確認を打設日（舗設日）毎に確認し状態を記録する	外観確認による判定基準を具体的に記載する。また必要に応じて検査を実施するものとする。
製造設備	材料の貯蔵設備、計量設備、ミキサ等の検査を各基準に基づき実施する	工事開始前に製造責任者が実施する検査に臨場し、確認する。	精度、公差の確認し、不具合部については改善する
製造	打設日（舗設日）毎に製造状態を目視で確認し、記録する。	打設日（舗設日）毎に製造状態を目視で確認し、記録する。	混合状態、温度管理（AS）の確認、修正、指導
出荷性能	コンクリート（アスファルト）の出荷時性能を確認し、記録する	打設日（舗設日）毎に出荷時性能を確認する。	具体的な棄却基準（返品基準）を記載し、配合や製造への反映方法を具体的に記載する。施工量に応じて適宜、頻度を変更する
運搬	外気温（天候・風等）に応じた適切な運搬計画、運搬時間、運搬経路となっているか確認する	外気温（天候・風等）に応じた適切な運搬計画、運搬時間、運搬経路となっているか確認する	具体的な棄却基準を記載する
受入性能	コンクリート（アスファルト）の現場受入時の性能を確認し、記録する	コンクリート（アスファルト）の現場受入時の性能を確認し、記録する	具体的な棄却基準（返品基準）を記載し、配合や製造への反映方法を具体的に記載する。
型枠・補強材（鉄筋等）	型枠、補強材の組み立て状況、形状寸法、かぶり、固定方法等を確認し、適宜、指導する	型枠、補強材の組み立て状況、形状寸法、かぶり、固定方法等を確認し、記録する	具体的な確認、指導項目を記載する
打込み・締固（敷均し・締固）	圧送方法、小運搬方法、打込方法、打ち込み速度、打ち込み高さ、コンクリート温度、締め固め等（敷き均し方法、舗設方法、締め固め方法の各工程毎の施工機械、施工状況、温度管理等）を確認し、適宜、指導する。	圧送方法、小運搬方法、打込方法、打ち込み速度、打ち込み高さ、コンクリート温度、締め固め等（敷き均し方法、舗設方法、締め固め方法の各工程毎の施工機械、施工状況、温度管理等）を確認し、記録する。	具体的な確認、指導項目を記載する
養生（交通解放）	気象条件や現場特性に応じた適切な養生を実施しているか確認し、適宜、指導する。	気象条件や現場特性に応じた適切な養生、温度管理、養生期間となっているか確認し、記録する。	具体的な確認、指導項目を記載する

※紙ベースでの確認は関与したとは認めない（ただし、受入技術者以外の元請企業の技術者（入札参加資格要件で求めた資格と同等以上の資格を有する者）の臨場による確認を机上で確認した場合を除く）

※各段階において具体的に双方（製造側と受入側）の関与度、判定基準（製品性能が不良の場合の具体的対応策→返品・廃棄等）を記載し、履行する

標　準：○	法　面：－	建　築：－

１２．船舶の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
船舶の所有状況	起重機船、クレーン付き台船、台船、土運船について、下記（別表）に掲げる規格船舶の所有を評価する。		2.0
	ａ．評価対象の船舶を３隻以上所有している	2.0	
	ｂ．評価対象の船舶を１隻以上３隻未満所有している	1.0	
	ｃ．評価対象の船舶を所有していない（１隻未満）	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、船舶を用いた海上土木工事について適用する。

評価に関する運用事項

①１つの船舶が複数の用途に使用可能であっても１隻として評価する。
②共同企業体の場合は、代表者の所有船舶についてのみ評価する。
③共同所有の船舶は、出資比率にかかわらず１隻につき０．５隻と評価する。
④賃貸による船舶の所有については原則評価対象としない。
　ただし、発注年度（４月～翌年３月）において、年間を通じて賃貸契約している場合についてのみ１隻につき０．５隻として評価する。
　当該工事の公告から契約までの期間において、賃貸契約が切れる場合は、技術資料提出期限までに年間を通じた新たな賃貸契約している場合についてのみ評価する。
　なお、賃貸の場合、複数社で共同に借り受けるケースは評価しない。

（別表）評価対象船舶の規格

船舶の種類	船舶の規格
起重機船	２５ｔ吊以上（固定、旋回問わず）
クレーン付き台船	クレーン３５ｔ吊以上
台船・土運船	１００ｔ積以上

※標準歩掛（港湾）の”作業船と引船の組合せ”に記載されている最小の規格を採用

技術資料作成時の留意事項

①評価対象船舶の所有を示す書類（船舶検査証書等）の写しを添付する。
②賃貸の場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付する。

標　準：○	法　面：－	建　築：－

１３．舗装機械の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
舗装機械の所有状況	ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャーの所有を評価する。		2.0
	ａ．上記の機械を各１台以上所有している	2.0	
	ｂ．上記の機械を１種類または２種類所有している	1.0	
	ｃ．上記の機械を所有していない	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、舗装工事について適用する。

評価に関する運用事項

①所有には、リース契約も含むこととする。
②リース契約は、当該工事の工期全てが契約期間内にあることとする。ただし、工期途中でリース契約が切れる場合は、工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを監督職員に提出すること。
なお、当該工事の公告から契約までの期間において、リース契約が切れる場合は、技術資料提出期限までに工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを提出すること。
③リース契約は、契約書に中途で解約することが禁止されていることが明記されているものについてのみ評価する。
④ロードローラは、設計図書で指定がない限り、マカダム・タンデムを問わない。
⑤アスファルトフィニッシャーは、設計図書で指定がない限り、ホイール・クローラを問わない。
⑥共同所有又は複数社での長期リースは評価しない。
⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①評価対象機種の所有を示す書類（自動車検査証等）の写しを添付する。
②リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付する。

標　準：－	法　面：－	建　築：○

１４．建築物解体機械の所有状況

評価内容	評価基準	基準配点	得点
建築物解体機械の所有状況	建築物解体専用機、アタッチメントの所有を評価する。		2.0
	ａ．上記の建築物解体専用機を１台以上、及びアタッチメントを２種類以上所有している	2.0	
	ｂ．上記の建築物解体専用機を１台以上、及びアタッチメントを１種類以上所有している	1.0	
	ｃ．上記の機械を所有していない	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、建築物解体工事について適用する。

評価に関する運用事項

①所有には、リース契約も含むこととする。
②リース契約は、当該工事の工期全てが契約期間内にあることとする。ただし、工期途中でリース契約が切れる場合は、工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを監督職員に提出すること。
なお、当該工事の公告から契約までの期間において、リース契約が切れる場合は、技術資料提出期限までに工期を含む新たなリース契約を結んだ契約書の写しを提出すること。
③リース契約は、契約書に中途で解約することが禁止されていることが明記されているものについてのみ評価する。
④建築物解体専用機は運転質量又は機械質量 30t 以上で、超ロングアタッチメント同等品又はセパレートブーム等の機械とする。
⑤アタッチメントはバックホー0.8t 対応以上で、コンクリート大割機又は鉄骨切断機（ＳＲＣ兼用を含む）のものとする。
⑥共同所有又は複数社での長期リースは評価しない。
⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①評価対象機種の所有を示す書類（特定自主検査記録表等）の写しを添付する。
②リースの場合は、賃貸契約であることを示す賃貸契約書の写しを添付する。
③建築物解体専用機の運転質量等を証明する資料（カタログ等）を添付する。

標　準：○	法　面：－	建　築：－

１５．公共土木施設の維持管理業務の実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
公共土木施設の維持管理業務の契約実績	ａ．維持管理業務の契約実績がある（工事箇所と同一管内の実績の場合）	1.0	1.0
	ｂ．維持管理業務の契約実績がある（工事箇所と同一管内以外の実績の場合）	0.5	
	ｃ．維持管理業務の契約実績がない	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、一般土木工事について適用する。

評価に関する運用事項

①次に該当する契約実績を評価する。

・令和３年４月１日から技術資料提出期限日までの期間内に、契約期間（契約日又は業務完了日）が含まれる維持管理業務

②対象とする公共土木施設の維持管理業務は、秋田県及び秋田県内の市町村発注の契約実績とする。

③評価する契約実績は、年間（除排雪はシーズン）を通して行う公共土木施設の維持管理業務とし、次の業務委託等について評価する。

（秋田県発注）

○道路・河川等維持管理業務委託
○道路除排雪作業業務委託（春山除排雪を除く）
○港湾土木施設維持管理業務委託
○空港土木施設維持管理業務委託

（市町村発注）

○道路維持管理業務委託（「道路パトロール」及び「舗装・道路付属物補修、又は路面等清掃、又は除草、又は応急処理」を含む業務で、契約日から業務完了日までの日数が、１５０日以上のもの）
○道路除雪又は道路除排雪業務委託（契約日が９月１日から１２月３１日までの間で、業務完了日が３月以降のもの）

④共同企業体として契約した実績は、代表者及び構成員の別、出資比率を問わない。

⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員を問わず、最も評価が高い者とする。

⑥企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業の契約実績についても評価対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①業務委託契約書の写し等契約実績がわかる資料を添付する。

②共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者又は構成員のいずれかの実績を代表して記載する。

③共同企業体で契約した実績の場合は、共同企業体協定書の写しを添付する。

④合併等以前の企業実績を申請する場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

１６．低入札受注による警告、指名差し控え、指名停止

評価内容	評価基準	基準配点	得点
「低入札受注による警告」、「指名差し控え」、「指名停止」の措置通知	ａ．措置無し	0.0	-2.0
	ｂ．警告通知有り（マイナス評価）	-1.0	
	ｃ．指名差し控え又は指名停止有り（マイナス評価）	-2.0	

評価に関する運用事項

①次に該当する企業を評価（減点）する。

◆技術資料提出期限日が令和８年度（Ｒ８．１０．１～Ｒ９．３．３１）の工事
・令和７年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に通知された措置
（契約年月日ではなく、措置の通知日で判断）

◆技術資料提出期限日が令和９年度（Ｒ９．４．１～Ｒ１０．３．３１）の工事
・令和８年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に通知された措置
（契約年月日ではなく、措置の通知日で判断）

②「警告通知」とは、秋田県から通知された「低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について」（以下「警告通知」という。）をいい、評価期間内に「警告通知」と「指名差し控え又は指名停止」の両方の措置を受けている場合は、「指名差し控え又は指名停止」を評価する。
③共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員のいずれの措置も対象とする。
④企業が合併又は分割等により事業承継（以下、「合併等」という。）している場合は、合併等以前のそれぞれの企業が受けていた措置も対象とする。

技術資料作成時の留意事項

①評価対象期間内に措置通知を受けた企業が合併等している場合は、合併等に係る契約書の写し等及び官報（合併等の公告）の写しを添付する（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。

【評価対象期間イメージ図】

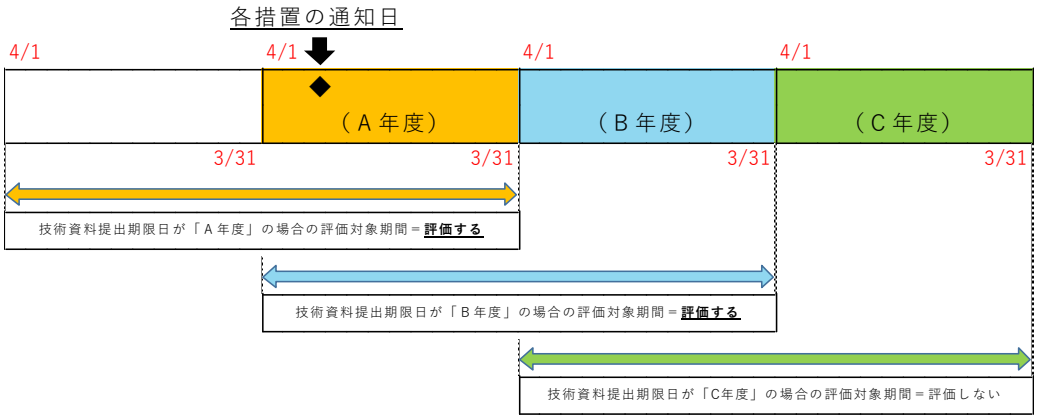

Ⅱ　技術者等の評価

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

１７．若手又は女性技術者の育成

評価内容	評価基準	基準配点	得点
若手技術者の配置の有無	ａ．３５歳未満の監理又は主任技術者への配置	2.0	2.0
	ｂ．３５歳以上４５歳未満の監理又は主任技術者への配置	1.6	
	ｃ．３５歳未満の現場代理人への配置	1.2	
	ｄ．３５歳以上４５歳未満の現場代理人への配置	0.8	
	ｅ．いずれにも配置無し	0.0	
女性技術者の配置の有無	ａ．監理又は主任技術者への配置	1.2	
	ｂ．現場代理人への配置	0.6	
	ｃ．いずれにも配置無し	0.0	

評価に関する運用事項

①「若手技術者」とは、満４５歳未満とし、性別は問わない。
評価対象としては、満年齢に達する誕生日が技術資料提出期限日の２日後以降の者とする（「年齢計算ニ関スル法律」に基づく）。

例）

技術資料提出期限日	満４５歳の誕生日	評価
Ｒ９年１０月１日	Ｒ９年１０月３日	若手である
Ｒ９年１０月１日	Ｒ９年１０月２日	若手でない

「女性技術者」の場合は、年齢を問わない。

②若手又は女性技術者（以下、若手技術者等という）を現場代理人へ配置する場合、技術者資格の有無は問わないが、評価対象の若手技術者等はコリンズの「技術者 ID」を取得している者でなければならない。

③若手と女性の両方の評価基準を満たしていた場合や、監理又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という）と現場代理人を兼ねる場合は、評価の高い方を採用する。評価の算定表については以下のとおりとする。

			配置する役割	
			監理又は主任技術者	現場代理人
年齢性別	３５歳未満	女性	2.0	1.2
		男性		
	３５歳以上４５歳未満	女性	1.6	0.8
		男性		
	４５歳以上	女性	1.2	0.6
		男性	0.0	0.0

④若手技術者等を監理技術者等に配置する場合は、専任補助者を配置することができる。
（当手引きＰ９「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を参照）

技術資料作成時の留意事項

①若手技術者等及び専任補助者は他工事との兼務は認めない。（専任を要しない工事を除く。）
②専任補助者は監理技術者等との兼務及び複数配置は認めない。
　また、専任補助者でない現場代理人の複数配置も認めない。
①若手技術者の現場代理人への配置又は女性技術者の配置で申請する場合は、配置技術者の氏名、生年月日及び性別を確認できる資料（直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」及び「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し又はこれらに準ずる資料）を添付する。※入札参加資格確認申請書類において提出される場合は添付不要

④Ⅱ技術者の評価「１７．若手又は女性技術者の育成」、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
　ただし、専任補助者を配置した場合は、「１７．若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。
　また、「１７．若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
⑤技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。
⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者を評価対象者として記載する。

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績
※専任補助者を配置した場合、専任補助者の同種工事の施工実績

評価内容	評価基準	基準配点	得点
同種工事 又は類似工事の 施工実績	ａ．　「監理技術者」、「主任技術者」、「専任補助者」又は「現場代理人」として従事した同種工事の施工実績がある	2.0	2.0
	ｂ１．「監理技術者補佐」として従事した同種工事の施工実績がある	1.0	
	ｂ２．「監理技術者」、「主任技術者」、「専任補助者」又は「現場代理人」として従事した類似工事の施工実績がある		
	ｃ．　上記以外	0.0	

評価に関する運用事項

①次に該当する同種工事又は類似工事の施工実績を評価する。
なお、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等の配慮すべき事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。

・平成２３年４月１日～技術資料提出期限日までの期間内に工事完成年月日が含まれる元請工事

②同種工事については、入札公告文に定義する。類似工事については、必要に応じて設定できるものとし、設定する場合は入札公告文に定義する。
③工事特性により発注者が必要と判断する場合は規模要件を設定する（新技術や特殊工法、施工頻度が少ない工種など）。
④国（独立行政法人を含む）、都道府県（地方独立行政法人、事業団を含む）、市区町村（地方独立行政法人、事業団を含む）、公益民間企業の発注した工事を評価対象とする。
※「公益民間企業」とは、電力会社、ガス会社、電信電話会社、JR、鉄道会社、石油備蓄会社、（東・中・西）日本高速道路株式会社、（首都・阪神・本州四国連絡）高速道路株式会社、日本郵政グループ、空港会社、道路会社、株式会社高速道路総合技術研究所、その他公益企業第３セクター、PFI 事業者を指す。
⑤「現場代理人」としての実績は、評価対象となる同種工事又は類似工事の工事期間に建設業法第２６条第１項及び２項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していた場合に限り評価対象とする。
⑥以前勤めていた企業で施工した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料（コリンズの写し等）を添付すること。
⑦専任補助者を配置する場合は、当手引きＰ９「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

①確認根拠書類としてコリンズの写しを添付する。

登録されていない工事を記載する場合は、記載した工事の「現場代理人・主任（監理）技術者選任届」又は、その工事と配置予定技術者との技術的な関わりが判断できる資料（施工体系図等）を添付する。

②現場代理人としての実績を申請する場合は、評価対象となる同種工事又は類似工事の工事期間に「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを証明する資料（資格者証等）の写し
※入札参加資格確認申請書類において提出される場合は添付不要

③休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に完了している工事を評価する。

④過去の施工実績は、同種工事又は類似工事に該当する代表的なものを１件記載する。

⑤Ⅱ技術者の評価「１７．若手又は女性技術者の育成」、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
ただし、専任補助者を配置した場合は、「１７．若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。
また、「１７．若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。

⑥技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。

⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者を評価対象者として記載する。

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）
※専任補助者を配置した場合、専任補助者の工事成績評定点

評価内容	評価基準	基準配点	得点
県発注工事で 獲得した 工事成績評定点の 最高点	ａ．８５点以上	3.0	3.0
	ｂ．８４点	2.5	
	ｃ．８３点	2.0	
	ｄ．８２点	1.5	
	ｅ．８１点	1.0	
	ｆ．８０点	0.5	
	ｇ．８０点未満 （評価点を有しない場合も含む）	0.0	

評価に関する運用事項

①次に該当する工事成績評定点の最高点を評価する。
なお、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児・介護等の配慮すべき事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。

・令和３年４月１日～技術資料提出期限日までに完了した秋田県発注の評価対象工事のうち、工事成績評定の通知を受けた工事

②評価の対象は当該工事と同じ格付工種（秋田県で格付を行う１５工種）とする。
③「監理技術者」、「主任技術者」「専任補助者」又は「現場代理人」として従事したものを評価対象とする。
④「現場代理人」としての実績は、評価対象となる工事の工事期間に建設業法第２６条第１項及び２項に規定する「主任技術者等」と同等の資格を有していた場合に限り評価対象とする。
⑤以前勤めていた企業で従事した実績は評価する。ただし、以前勤めていたことを証明する資料（コリンズの写し等）を添付すること。
⑥専任補助者を配置する場合は、当手引きＰ９「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

①確認根拠書類として工事成績評定点通知書の写し及びコリンズの写しを添付する。
登録されていない工事を記載する場合は、当該工事に従事していたことを証明する資料を添付する。
②現場代理人としての実績を申請する場合は、評価対象となる工事の工事期間に「主任技術者等」と同等の資格を有していたことを証明する資料（資格者証等）の写し
※入札参加資格確認申請書類において提出される場合は添付不要
③休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に完了している工事を評価する。
④評価対象工事は、当該工事と同じ格付工種に該当する代表的なものを１件記載する。
⑤Ⅱ技術者の評価「１７．若手又は女性技術者の育成」、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定

技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
ただし、専任補助者を配置した場合は、「１７．若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。
また、「１７．若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。

⑥技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。

⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者を評価対象者として記載する。

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組
※専任補助者を配置した場合、専任補助者の継続教育（ＣＰＤ）の取組

評価内容	評価基準	基準配点	得点
継続教育（CPD）の取得状況	a．継続教育（CPD）の証明有り（各団体推奨単位以上の取得実績）	1.0	1.0
	b．継続教育（CPD）の証明有り（各団体推奨単位の 1/2 以上の取得実績）	0.5	
	c．継続教育（CPD）の証明無し又は各団体推奨単位の 1/2 未満	0.0	

評価に関する運用事項

①継続教育（ＣＰＤ）は、建築（建築解体を含む）、建築機械設備及び建築電気設備工事については、建築ＣＰＤ運営会議に加盟している団体が発行する継続教育証明書（以下、「証明書」という）を評価の対象とする。
②上記以外の工事については、建設系ＣＰＤ協議会に加盟している団体が発行する証明書を評価の対象とする。
③次に該当する取組を評価する。
なお、配置予定技術者が評価対象の期間中に出産・育児・介護等の配慮すべき事情により休業を取得していた場合、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができるものとする。

・証明対象期間は「１年以内」とし、各団体の証明書における証明対象期間の末日が技術資料提出期限日から過去１年以内の評価期間に含まれる継続教育（ＣＰＤ）の実績
※【継続教育（ＣＰＤ）の証明対象期間と評価期間の関係】次頁参照

④推奨単位は、各団体が示す単位とする（建設系ＣＰＤ協議会のウェブサイト等で確認）。
⑤推奨単位を定めていない団体の制度は評価対象としない。
⑥専任補助者を配置する場合は、当手引き P.9「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

①記載する単位は、各団体が発行する継続教育証明書があるものに限定する。
②学習履歴を証明する評価対象期間１年以内の証明書の写しを添付する。
※１年を超える証明書を添付する場合は、評価対象期間１年以内の取得状況が分かる証明書を併せて添付する。
③休業により評価対象期間を延長しようとする場合は、休業期間を証明する当時の書類（〇〇休業申請書等）の写しを提出すること（他の評価項目で提出する場合は重複提出不要）。この場合、延長した期間内に取得している単位を評価する。
②　Ⅱ技術者の評価「１７．若手又は女性技術者の育成」、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
ただし、専任補助者を配置した場合は、「１７．若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。
また、「１７．若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で

配置する場合は、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。

⑤技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。

⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、⑤による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者を評価対象者として記載する。

【継続教育（ＣＰＤ）の証明対象期間と評価期間の関係】

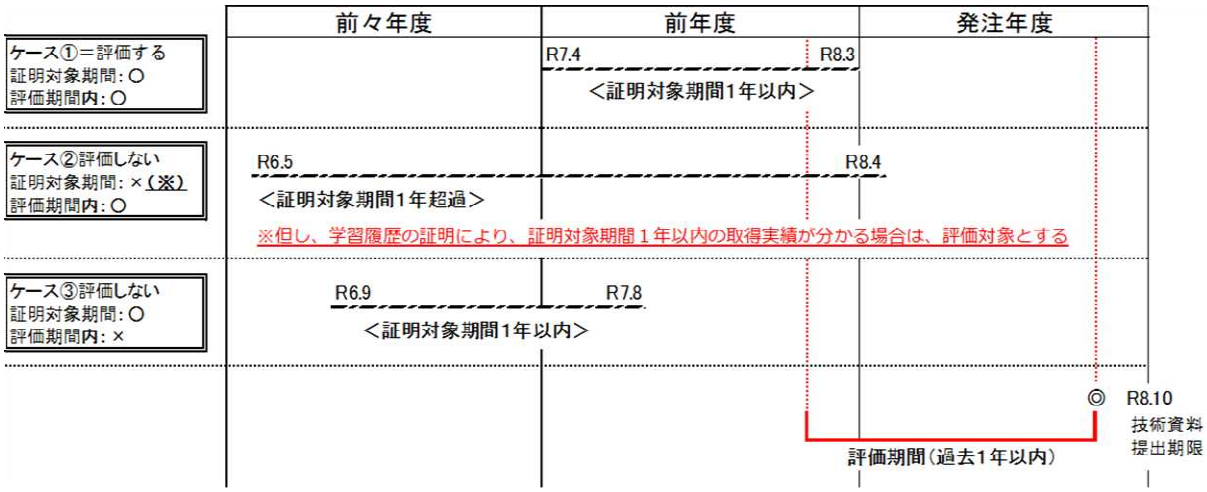

ケース①：証明対象期間が１年以内、かつ過去１年以内の評価期間内に証明対象期間の末日が含まれるため、評価する

ケース②：証明対象期間が１年を超えており、過去１年以内の評価期間内に証明対象期間の末日が含まれるが、評価しない

ケース③：証明対象期間が１年以内ではあるが、過去１年以内の評価期間内に証明対象期間の末日が含まれないため、評価しない

標　準：○	法　面：○	建　築：◎

２１．配置予定技術者の保有資格
※専任補助者を配置した場合、専任補助者の保有資格

評価内容	評価基準	基準配点	得点
配置予定技術者（監理技術者等）の保有資格	ａ．○○○○士（△△△△者）の資格を有する	2.0	2.0
	ｂ．○○○○士（△△△△者）の資格を有する	1.0	
	ｃ．上記資格を有しない	0.0	

○「建築」については必須項目、「他の格付工種」については、「選択項目」である。

評価に関する運用事項

①品質向上の観点から、主要工種に求められる専門性を評価する。
②求める資格によっては、中間配点（１点）を設定しない。
③工事内容及び規模に応じ、配置予定技術者の保有資格を評価項目として設定することとし、入札公告文に明示する。
　１）コンクリート主任技士、コンクリート技士
　２）コンクリート診断士、一級構造物診断士、土木鋼構造診断士
　３）舗装施工管理技術者
　４）のり面施工管理技術者
　５）地すべり防止工事士
　６）構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士
　７）プレストレストコンクリート技士
　８）その他（必要に応じて工事毎に評価基準を設定する）
④主要工種の工事内容や規模に応じた保有資格の設定基準を別表ー１に示す。
⑤専任補助者を配置する場合は、当手引き Ｐ．９「秋田県総合評価落札方式における専任補助者について」を確認すること。

技術資料作成時の留意事項

①当該配置予定技術者が保有する資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付する。
②Ⅱ技術者の評価「１７．若手又は女性技術者の育成」、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
ただし、専任補助者を配置した場合は、「１７．若手又は女性技術者の育成」を除く評価項目について、専任補助者を評価対象とする。
また、「１７．若手又は女性技術者の育成」の評価に際し、専任補助者でない現場代理人で配置する場合は、「１８．配置予定技術者の同種工事の施工実績」、「１９．配置予定技術者の工事成績評定点（最高点）」、「２０．配置予定技術者の継続教育（ＣＰＤ）の取組」、「２１．配置予定技術者の保有資格」の評価対象の配置予定技術者は、同一の技術者を記載する。
③技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない等で、資格等の要件を満たす複数の技術者（現場代理人を含む）を申請する場合は、技術者の評価点が最小となる者を企業が選定し、評価対象者として記載する。
④共同企業体の結成を要件とする場合は、各構成員において、③による評価点が最小となる者を企業が選定し、その中で評価点の最も高い者を評価対象者として記載する。

別表－１　配置予定技術者の保有資格及び主要材料の管理体制の設定基準

発注工種	主要工種における工事内容	評価する保有資格と配点			評価する管理体制と配点		
		評価基準（保有資格）	基準配点	備考	評価基準（管理体制）	基準配点	備考
一般土木工事	重要構造物※１のうち、新設工事	a．コンクリート主任技士	2点		自社所有	2点	※コンクリートプラントを対象
		b．コンクリート技士	1点		共同出資	1点	
		c．上記の資格を有しない	0点		所有していない	0点	
	重要構造物※１のうち、補修・補強工事 注）工事の条件等により、どちらかを設定	a．コンクリート診断士 又は一級構造物診断士	2点	※農林水産部発注工事においては、評価基準（保有資格）の、「ａ=2点」へ【農業水利施設機能総合診断士】及び【農業水利施設補修工事品質管理士】を加える。			
		c．上記の資格を有しない	0点				
		a．コンクリート主任技士	2点				
		b．コンクリート技士	1点				
		c．上記の資格を有しない	0点				
	ＰＣ橋上部工事 （新設・補修・補強）	a．プレストレストコンクリート技士	2点	※工事内容により、評価基準（保有資格）「a=2点」は、コンクリート診断士又はコンクリート主任技士のいずれかを選択する。	自社所有	2点	※コンクリートプラントを対象
		―	―		共同出資	1点	
		c．上記の資格を有しない	0点		所有していない	0点	
	コンクリート体積が２００m3以上の構造物工事	a．コンクリート主任技士	2点		自社所有	2点	※コンクリートプラントを対象
		b．コンクリート技士	1点		共同出資	1点	
		c．上記の資格を有しない	0点		所有していない	0点	
	コンクリートえん堤工を含む工事※２	a．コンクリート主任技士	2点				
		b．コンクリート技士	1点				
		c．上記の資格を有しない	0点				
法面工事	法面	a．のり面施工管理技術者	2点				
		―	―				
		c．上記の資格を有しない	0点				
	法面	a．地すべり防止工事士	2点	※地すべり防止工事の場合設定			
		―	―				
		c．上記の資格を有しない	0点				
建築一式工事	建築一式	a．構造設計一級建築士	2点				
		―	―				
		c．上記の資格を有しない	0点				
電気工事	電気	a．設備設計一級建築士	2点	建築電気設備工事の場合設定			
		b．建築設備士	1点				
		c．上記の資格を有しない	0点				
給排水暖冷房衛生設備工事	給排水	a．設備設計一級建築士	2点	建築機械設備工事の場合設定			
		b．建築設備士	1点				
		c．上記の資格を有しない	0点				
鋼構造物工事	鋼構造物のうち、補修・補強工事	a．土木鋼構造診断士 又は一級構造物診断士	2点	※農林水産部発注工事においては、評価基準（保有資格）の、「ａ=2点」へ【農業水利施設機能総合診断士】及び【農業水利施設補修工事品質管理士】を加える。			
		―	―				
		c．上記の資格を有しない	0点				
舗装工事	舗装	a．一級舗装施工管理技術者	2点		自社所有	2点	※アスファルトプラントを対象
		b．二級舗装施工管理技術者	1点		共同出資	1点	
		c．上記の資格を有しない	0点		所有していない	0点	
機械器具設置工事	機械器具設置のうち、補修工事	a．農業水利施設機能総合診断士 又は土木構造物診断士 又は一級構造物診断士	2点	※農林水産部発注工事に限る			
		―	―				
		c．上記の資格を有しない	0点				
電気通信工事	電気通信のうち、補修工事	a．農業水利施設機能総合診断士 又は土木構造物診断士 又は一級構造物診断士	2点	※農林水産部発注工事に限る			
		―	―				
		c．上記の資格を有しない	0点				
さく井工事	さく井	a．地すべり防止工事士	2点	※地すべり防止工事の場合設定			
		―	―				
		c．上記の資格を有しない	0点				

※１　重要構造物とは、

①高さ５m以上のＲＣ擁壁
②内空断面２５㎡以上のＲＣボックス類
③橋梁上部工・下部工
④トンネル
⑤高さ３m以上の堰、水門、樋門
⑥下水道処理場及びポンプ場（土木工事）

※２　コンクリートえん堤工を含む工事とは、

本堤、副堤、垂直壁、側壁、水叩きのいずれも対象とする。
ただし、床固工は、単独床固工、渓流保全工上流端の床固工のみを対象とする
（渓床堆積物の流出防止を有するものに限定する）

※３　工事の規模や条件等により、設定が変更となる場合がある

標　準：○	法　面：○	建　築：○

履行義務

２２．登録基幹技能者等の配置

評価内容	評価基準	基準配点	得点
当該工事における主たる工種への登録基幹技能者等の配置	ａ．登録○○基幹技能者の配置	1.0	1.0
	ｂ．○○士等の配置	0.5	
	ｃ．上記以外	0.0	

○本評価項目は、「選択項目」であり、登録基幹技能者等が当該工事における主たる工種の作業内容に該当している場合に設定する。

評価に関する運用事項

①登録基幹技能者（建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習の修了者）、技能士（職業能力開発促進法の技能検定合格者）及び登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等保有者（以下、「登録基幹技能者等」という）を評価対象とする（建設マスターを除く）。

②「主たる工種」は、「１．企業の同種工事の施工実績」で設定した「同種工事」とする。評価対象となる登録基幹技能者等は、「主たる工種」に従事する工種とする。
※「舗装工事」における「区間線工」のように、本体工事に付随する工種は評価対象としない。

評価対象として認められる登録期間技能者等の例

主たる工種	申請する登録基幹技能者等
橋梁下部工	登録コンクリート圧送登録基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録型枠基幹技能者　等

③発注工事種別毎の評価対象登録基幹技能者等の目安は別表－５のとおりとし、該当する登録基幹技能者等を企業が自己申告するものとする。

④公共建築工事標準仕様書の適用工事については、当該工事の「建築工事特記仕様書」で指定する技能士に関連する登録基幹技能者の配置のみを評価する（ｂ．○○士等の配置は評価しない）。

⑤当該工事に評価対象の登録基幹技能者等を１名以上配置することを評価する（元請け・下請けを問わない）。

⑥本工事における配置予定技術者（監理技術者等又は現場代理人）として申請する技術者は評価対象としない。

⑦登録基幹技能者等は常駐を求めるものではないが、当該工事への関与が認められなければならない。

⑧受注者は当該登録基幹技能者等の関与の状況が確認できる適切な書類（※）を監督職員に提出しなければならない。
（※）登録基幹技能者等の立場により提出書類は異なる。
提出書類の例：作業手順書、指示書、安全日誌、安全日報、従事状況写真など

⑨監督職員は⑧の書類や現場での確認により、履行状況を確認する。

⑩受注者は、登録基幹技能者等の「種目および修了証番号」（技能士の場合は「職種、実技試験科目及び合格証書番号」、登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等保有者の場合は「資格、講習等の名称」）、「氏名」、「所属」、「配置する作業内容と従事予定期間」を

施工計画書に記載しなければならない。
⑪契約期間内に登録基幹技能者講習修了証の更新期限を迎える場合は、更新後の修了証の写し及び変更施工計画書を監督職員に提出すること。
⑫当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ（工事成績評定点は５点減点等）の対象とする。
⑬共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として評価基準を満たしていれば良い。

技術資料作成時の留意事項

①当該工事の「本工事費内訳書」、「工事費明細書」（設計図書の金抜き設計書）等の写しを添付し、申告する登録基幹技能者等を配置する作業内容が確認できるよう、添付資料上に示すこと。
②受注者は、施工計画書に上記運用事項⑩に示す項目を記載するとともに、作業手順書、指示書、連絡調整文書、安全日誌、安全日報などにより、登録基幹技能者等が当該作業へ従事していることを証明すること。

別表－５　登録基幹技能者等　適用発注工事種別一覧

No.	登録基幹技能者 【配点　１点】	【目安】該当となる工事種別 一般土木	ＰＣ	とび・土工	しゅんせつ	法面処理	建築一式	電気	衛生設備	給排水暖冷房	鋼構造物	ほ装	一般塗装	路面標示	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	上下水道施設	解体	技能士及び 登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等 【配点　０．５点】 ※公共建築工事標準仕様書の適用工事の場合は対象外
1	登録電気工事基幹技能者							●							●	●					第１種電気工事士
2	登録橋梁基幹技能者			●							●										鋼橋架設等作業主任者技能講習修了者 足場の組立等作業主任者技能講習修了者 玉掛技能講習修了者
3	登録造園基幹技能者																●				１級造園技能士、１級造園施工管理技士
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	●	●	●			●														１級コンクリート圧送施工技能士
5	登録防水基幹技能者						●														１級防水施工技能士
6	登録トンネル基幹技能者	●		●																	発破技士 火薬類取扱保安責任者（甲または乙） 土木施工管理技士（１級・２級）
7	登録建設塗装基幹技能者						●						●								１級建築塗装技能士、１級鋼橋塗装技能士
8	登録左官基幹技能者						●														１級左官技能士 職業訓練指導員（左官職種） １級建築施工管理技士・２級建築施工管理技士（仕上げ）
9	登録機械土工基幹技能者	●		●																	建設機械整備技能士 職業訓練指導員（土木施工・建設機械運転及び整備） 建設機械施工技士（１級、２級） 施工管理技士（土木・建築・管工事・造園）（１級・２級）
10	登録海上起重基幹技能者				●																海上起重作業管理技士
11	登録ＰＣ基幹技能者		●	●																	コンクリート橋架設等作業主任者 土木施工管理技士（１級・２級） 建築施工管理技士（１級・２級）
12	登録鉄筋基幹技能者	●	●				●														１級鉄筋技能士
13	登録圧接基幹技能者	●	●				●														手動ガス圧接技量資格（３種・４種） 高分子天然ガス圧接技量資格（３種・４種）
14	登録型枠基幹技能者	●	●				●														１級型枠施工技能士 土木施工管理技士（１級・２級） 建築施工管理技士（１級・２級）
15	登録配管基幹技能者						●		●						●						１級配管技能士
16	登録鳶・土工基幹技能者	●	●	●	●	●	●				●							●			１級とび技能士 土木施工管理技士（１級・２級） 建築施工管理技士（１級・２級）
17	登録切断穿孔基幹技能者	●		●																	コンクリート等切断穿孔技能審査 （厚生労働省認定）
18	登録内装仕上工事基幹技能者						●														１級内装仕上げ施工技能士 建築施工管理技士（１級・２級）
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者						●														１級サッシ施工技能士 １級カーテンウォール技能士
20	登録エクステリア基幹技能者			●			●										●				１級ブロック建築技能士 土木施工管理技士（１級） 建築施工管理技士（１級） 造園施工管理技士（１級）
21	登録建築板金基幹技能者						●														１級建築板金技能士 職長・安全衛生責任者教育講習修了者 アーク溶接作業主任者特別講習修了者 玉掛技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者
22	登録外壁仕上基幹技能者						●														外壁仕上一級技能者
23	登録ダクト基幹技能者						●		●						●						１級建築板金技能士（ダクト板金） 管工事施工管理技士（１級・２級）
24	登録保温保冷基幹技能者						●		●												１級熱絶縁施工技能士
25	登録グラウト基幹技能者	●		●																	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士（薬液注入） ２級土木施工管理技士（土木） ジェットグラウト技士
26	登録冷凍空調基幹技能者						●		●												１級冷凍空気調和機器施工技能士（冷凍空気調和機器施工作業）
27	登録運動施設基幹技能者																				運動施設施工技士
28	登録基礎工基幹技能者	●		●			●														土木施工管理技士（１級・２級） 建築施工管理技士（１級・２級） 建設機械施工技士（１級・２級） 基礎施工士
29	登録タイル張り基幹技能者						●														１級タイル張り技能士

No.	登録基幹技能者 【配点　１点】	【目安】該当となる工事種別 一般土木	ＰＣ	とび・土工	しゅんせつ	法面処理	建築一式	電気	衛生設備	給排水暖冷房	鋼構造物	ほ装	一般塗装	路面標示	機械器具設置	電気通信	造園	さく井	上下水道施設	解体	技能士及び 登録基幹技能者講習受講要件に含まれる資格等 【配点　０．５点】 ※公共建築工事標準仕様書の適用工事の場合は対象外
30	登録標識・路面標示基幹技能者			●								●	●	●							土木施工管理技士（１級・２級） 玉掛け技能講習修了者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 高所作業車運転技能講習修了者 路面標示施工技能士
31	登録消火設備基幹技能者						●	●	●						●	●					消防設備士（甲種第１類・２類・３類） 消防設備士（乙種第１類・２類・３類） 消防設備点検資格者（第１種）
32	登録建築大工基幹技能者						●														１級建築大工技能士 枠組壁建築技能士 建築施工管理技士（１級・２級） 木造建築士（１級・２級） プレハブ建築マイスター
33	登録硝子工事基幹技能者						●														１級建築施工管理技士・２級建築施工管理技士（仕上げ） １級ガラス施工技能士
34	登録ＡＬＣ基幹技能者						●														エーエルシーパネル施工技能士
35	登録土工基幹技能者	●		●																	建設機械施工技士 職業訓練指導員 発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者 実施機関が定める技能講習
36	登録ウレタン断熱基幹技能者						●														一級熱絶縁施工技能士（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）
37	登録発破・破砕基幹技能者	●		●																	建設機械施工管理技士（１級・２級） 土木施工管理技士（１級・２級） 職業訓練指導員 発破技士もしくは火薬類取扱保安責任者
38	登録建築測量基幹技能者						●														測量士、建築施工管理技士（１級） １級建築測量技能者
39	登録解体基幹技能者	●					●													●	解体工事施工技士（建設業法施行規則に基づく） １級建築施工管理技士（登録解体工事講習修了者） １級土木施工管理技士（登録解体工事講習修了者） 建築物石綿含有建材調査者（特定・一般）
40	登録圧入工基幹技能者	●		●																	土木施工管理技士（１級・２級） 建築施工管理技士（１級・２級） 建設機械施工管理技士（１級・２級） 圧入施工技士（１級・２級）
41	登録送電線工事基幹技能者			●				●													電気工事士、土木施工管理技士（１級・２級）
42	登録さく井基幹技能者																	●			１級パーカッション式さく井工事作業技能士 １級ロータリー式さく井工事作業技能士
43	登録あと施工アンカー基幹技能者			●																	あと施工アンカー主任技士（（一社）あと施工アンカー協会認定）
44	登録計装基幹技能者							●							●	●					２級計装士 ２級施工管理技士（電気、管又は電気通信）
45	登録土質改良基幹技能者	●		●																	職長・安全衛生責任者教育講習修了者 地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習修了 地山の掘削作業主任者（旧）および 土止め支保工作業主任者（旧）技能講習修了者 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者 公害防止管理者一般粉じん管理者
46	登録都市トンネル基幹技能者	●		●																	職長・安全衛生責任者教育講習修了者 推進工事技士 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習修了者 ずい道等の覆工作業主任者技能講習修了者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（２種）
47	登録潜函基幹技能者			●																	高圧室内作業主任者 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 職長・安全衛生責任者教育講習修了者 玉掛け技能講習修了者 発破技士 足場の組立等作業主任者技能講習修了者
48	登録道路等法面保護基幹技能者			●																	のり面施工管理技術者 土木施工管理技士（１級・２級） のり面ノズルマン技能者
49	登録斜面防災基幹技能者	●		●														●			地すべり防止工事士 土木施工管理技士（１級・２級） 斜面防災主任技能者
50	登録石材施工基幹技能者			●			●										●				一級石材施工技能士 職長・安全衛生責任者教育講習修了者 玉掛け技能講習修了者 自由研削といしの取替等特別教育修了者
51	登録型枠解体基幹技能者	●	●				●														型枠施工技能士（１級） 建築施工管理技士（１級・２級） 土木施工管理技士（１級・２級）

登録基幹技能者等については下記の（一財）建設業振興基金ホームページを参照。
https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/technician/

標　準：◎	法　面：◎	建　築：◎

２３．熟練技能者の現場配置

評価内容	評価基準	基準配点	得点
当該工事おける熟練技能者の現場配置	ａ．ＣＣＵＳレベル４の技能者の配置	1.0	1.0
	ｂ．ＣＣＵＳレベル３の技能者の配置	0.5	
	ｃ．上記以外	0.0	

本評価項目は今後の改正により評価内容を大きく見直す場合がある。

評価に関する運用事項

①当該工事に建設キャリアアップシステム（以下、ＣＣＵＳ）レベル４またはレベル３の技能者（以下、熟練技能者）を１名以上配置することを評価する（元請・下請を問わない）。
②本工事における配置予定技術者（監理技術者等又は現場代理人）として申請する技術者は評価対象としない。
③熟練技能者は常駐を求めるものではないが、当該工事への関与が認められなければならない。
④配置される熟練技能者が保有するレベル４またはレベル３の工種のうち、当該工事に該当するものが含まれる場合に評価対象とする。
⑤監督職員はＣＣＵＳの就業履歴での確認により、履行状況を確認する。
⑥受注者は、熟練技能者の「ＣＣＵＳ技能者ＩＤ」、「ＣＣＵＳレベル」、「ＣＣＵＳカードの有効期限」、「氏名」、「所属」、「配置する作業内容と従事予定期間」を施工計画書に記載しなければならない。
⑦契約期間内にＣＣＵＳカードの有効期限を迎える場合は、更新後のカードの写し及び変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
⑧当該評価項目で加点対象となり履行がなされなかった場合は、ペナルティ（工事成績評定点は５点減点等）の対象とする。
⑨共同企業体の結成を要件とする場合は、共同企業体全体として評価基準を満たしていれば良い。

技術資料作成時の留意事項

①当該工事の「本工事費内訳書」、「工事費明細書」（設計図書の金抜き設計書）等の写しを添付し、申告する熟練技能者を配置する作業内容が確認できるよう、添付資料上に示すこと。

②受注者は、施工計画書に上記運用事項⑥に示す項目を記載するとともに、ＣＣＵＳから出力した就業履歴を監督職員に提出し、熟練技能者等が当該作業へ従事していることを証明すること。